

# いしかわ

Bande  
つ・な・か・り

云々の課題を共有するものであります。

今回は、「デジタル化への対応について」「各単位会における倫理研修について」の2つのテーマで意見・情報交換が行われました。先進的な取り組みをしている単位会を参考にし、来年度の当会の事業運営に反映させるとともに、独自の取り組みに昇華させていきたいと考えております。また、当県に全国から実際にお越しいただいたことで、当県全体のPRになりました。

コロナ禍が収束しない中での開催でしたが、つつがなく終えることができました。堵しております。この場を報告申し上げます。

トより本年から建設業許

レーニングを刷新する必要があります。当会としましては、研修会の開催や情報提供を通じてということになりますが、会員の皆様の事務所経営の課題解決の一助となるよう、先行事例や最新情報の提供に努めてまいります。

コロナ禍において、ニューノーマルという言葉がよく聞かれるようになりました。社会情勢の大きな変革が起こって、それまでの常識が一変し、新しい考え方や新しい生き方が定着することを指します。直訳すれば、新しい普通ということです。

にするためには、今までのやり方を見直さなければ、新しい生き方ができなくなってしまいます。今までのやり方を見直さなければ、新しい生き方ができなくなってしまいます。そのため、今までの常識が一変し、新しい考え方や新しい生き方が定着することを指します。直訳すれば、新しい普通ということです。



あなたの街の法律家

石川県行政書士会

# 目 次

## ご挨拶

石川県行政書士会会长 向井 隆郎	1
石川県知事 駐 浩	2
日本行政書士会連合会会长 常住 豊	3

---

パブリシティ	4
行政書士試験実施報告	6
令和4年度 第3回理事会報告	7
支部だより	8
特集 HP・SNSグループ活動報告	11
特集 広報月間総括「電話無料相談・新聞広告」	12
監察活動報告	15
壁ちゃんの「相談役に聞く」	16
特集 全国会長会について	18
特集 職務上請求書使用上の注意点等について	22
特集 行政書士の「か・た・ち」	26
令和4年の「石川県外国人材受入サポートセンター」の活動を振り返って	28
コスモス石川活動報告	30
会員のコーナー	31
新しい8人の仲間紹介	32
会員の動き	33
会務日誌	34

---

# 令和5年 石川県行政書士会 会長挨拶

## 年頭のご挨拶

石川県行政書士会 会長 向井 隆郎



新年明けましておめでとうございます。

令和5年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

また、日頃より、会員の皆様におかれましては、当会の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、昨年は、コロナ禍により2度延期されていました当県での全国会長会を9月に開催することができました。全国会長会は、全国の都道府県の各単位会長が集まり会議を行うことで、単位会の課題を共有するために毎年行っているものです。

今回は、「デジタル化への対応について」「各単位会における倫理研修について」の2つのテーマで意見・情報交換が行われました。先進的な取り組みをしている単位会を参考にし、来年度の当会の事業運営に反映させるとともに、独自の取り組みに昇華させていきたいと考えております。また、当県に全国から実際にお越しいただいたことで、当県全体のPRにもなりました。

コロナ禍が収束しない中での開催でしたが、つながらなく終えることができ、安堵しております。この場をお借りして会員の皆様にご報告申し上げます。

デジタル化と言えば、いよいよ本年から建設業許可・経営事項審査の申請手続等が、全国的に電子申請となります。当県でも1月10日から建設業許可・経営事項審査電子申請システム(以下「JCIP」という。)が運用開始となります。

行政書士が代理申請を行う場合は、委任者・受任者のそれぞれがgBizIDプライムアカウントを取得する必要があります。gBizIDサイト上で委任申請と委任承認をしなければなりません。また、更にJCIP上においても受任者から委任状承認申請をし、委任者が委任

状の承認を行わなければなりません。これは、行政書士がデジタル対応するだけでなく、依頼者もまたデジタル対応できなければならないことを意味しており、実務家である我々にとっては、大きな課題となるでしょう。

今後、あらゆる行政書士業務が、漸次電子申請化されることを考えれば、会員の皆様の事務所が各自業務オペレーションを刷新する必要があります。当会としましては、研修会の開催や情報提供を通じてということになりますが、会員の皆様の事務所経営の課題解決の一助となるよう、先行事例や最新情報の提供に努めてまいります。

コロナ禍において、ニューノーマルという言葉がよく聞かれるようになりました。社会情勢の大きな変革が起こって、それまでの常識が一変し、新しい考え方や新しい生き方が定着することを指します。直訳すれば、新しい普通ということですが、新たな普通を手にするためには、今までの普通を捨てる必要があります。今までのやり方を見直し、行動をアップデートしていくなければ、新しい社会に我々の居場所を確保することができません。行政書士業界のニューノーマルのために、今年もひとつひとつ前の前にある課題に取り組んでまいります。

結びになりますが、今年こそコロナ禍が終息するよう心から願いつつ、会員の皆様の本年益々のご発展とご健勝を心よりご祈念申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。

# 令和5年 石川県知事年頭挨拶



石川県知事 駐 浩

新年明けましておめでとうございます。

令和5年の年頭にあたり、石川県行政書士会の会員の皆様に謹んで新春のご挨拶を申し上げます。

昨年は、長引くコロナ禍に加え、能登地方における一連の地震活動や8月の豪雨、ウクライナなどの国際情勢を背景とした原油・原材料価格の高騰など、様々な課題に直面し、県として県民の命と生活を守るため、最善を尽くしてまいりました。

本年も引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大防止と社会経済活動の正常化の両立を図っていくとともに、国や市町、関係機関と協力しながら、災害からの一日も早い復旧に向けて全力で取り組むほか、資金繰り支援など物価高騰の影響を受ける事業者をサポートするなど、あらゆる対策を講じてまいります。

さらに、デジタル化やカーボンニュートラルへの対応など本県の将来の飛躍・発展に向けた取り組みや、誰一人取り残さない社会づくりの推進を通じて、県民一人ひとりが豊かさを実感できる「幸福度日本一の石川県」の実現を目指してまいります。

今後10年の石川県の進むべき方向性を示す羅針盤となる「石川県成長戦略(仮称)」の策定については、今後も議論を深めながら、本年秋頃の策定を目指して作業を進めてまいります。

また、本県では、今年、「G7富山・金沢教育大臣会合」や「いしかわ百万石文化祭2023」の開催、さらに北陸新幹線の県内全線開業まで1年余りとなるなど、本県の魅力を国内外に発信する絶好の機会が到来します。本県の魅力に一層磨きをかけるとともに、交流人口の拡大により一層取り組んでまいります。

北陸新幹線金沢・敦賀間については、昨年、小松駅、加賀温泉駅の駅舎建築工事が完了し、レールの敷設工事も進められるなど、開業まであとわずかと

いうことが実感できるようになってきました。観光誘客では「新幹線県内全線開業PR戦略実行プラン」を年度内に策定し、北陸三県連携による誘客強化や文化観光の推進など、開業効果の最大化に向けた取り組みを強力に推進してまいります。

道路網については、幹線道路ネットワークの整備をさらに進めてまいります。

金沢港については、貨物、クルーズ、賑わいの機能を最大限発揮させ、日本海側の拠点港として更なる飛躍を期してまいります。

金沢城公園は、金沢城復元の総仕上げともいえる二の丸御殿の復元について、令和6年度の工事着手を目指し、引き続き、取り組みを進めてまいります。

安全・安心の確保については、治水対策などの防災・減災対策や、防災士の育成、消防学校の機能強化といった地域防災力の向上などに、しっかりと取り組んでまいります。

産業振興については、中小企業庁等との連携協定に基づく伴走支援体制のもと、原材料価格やエネルギー価格の高騰などの影響を受け厳しい状況にある事業者に寄り添った支援を行ってまいります。

農林水産業については、農林水産物のブランド化や、他産業のノウハウを活用した生産の効率化により付加価値や収益性の向上を図ってまいります。

教育については、児童生徒一人ひとりの個性や適正に応じたきめ細かな教育の充実を図り、ふるさと石川に誇りと愛着を持ち、世界と地域に貢献する人材の育成を図ってまいります。

新年を迎え、旧年にも増して県政に対するご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、石川県行政書士会の会員のご健勝とご多幸を心からご祈念申し上げ、年頭のご挨拶といたします。



日本行政書士会連合会 会長 常住 豊

令和5年の新春を迎え、謹んで御挨拶を申し上げます。

石川県行政書士会及び会員の皆様におかれましては、日頃から日行連の事業推進に対し御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、各地においては行政機関並びに地域住民からの期待に応え、行政書士制度発展のため御尽力いただいておりますことに、重ねて御礼申し上げます。

さて、昨年を振り返ると、新型コロナウイルス感染症の収束は見えず、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に端を発した世界規模のエネルギー危機が発生するなど、世界情勢の混乱は増すばかりであったと言えます。社会全体に不安が広がる中ではあります、そのようなときにこそ行政書士の存在意義も大きくなります。国民の皆様が抱える不安や困りごとに対して「そうだ、行政書士に相談しよう!」と自然に想起していただけるよう、國民に寄り添い、國民から必要とされる存在として、今後も会員の皆様と共に研鑽に励むとともに、日々の事業に取り組んでまいります。

日行連では、昨年、ウクライナ避難民等への支援について人道的見地から積極的に取り組んでまいりました。また、デジタル化への対応として、政府が行う各種コロナ支援策における電子申請等への協力するとともに、「誰一人取り残さない」社会のデジタル化に向けて必要不可欠なマイナンバーカードの普及促進について、総務省からの委託による代理申請手続事業を展開するなど積極的に推進してまいりました。この事業については特に年度内まで

の範囲での取組としており、各単位会、各会員におかれましては、引き続き顧客対応場面等におけるマイナンバーカードの取得促進に向けた代理申請等の申請支援に御協力いただきますようよろしくお願ひいたします。

加えて現在、中央省庁に対しデジタル・デバイド解消や、なりすまし等による不正な申請を防止すべく、行政書士が申請者の代理人として支援できる環境の整備等を強く要望しております。デジタル時代において、更に重要性が増すのは様々な証明業務です。大正9年の内務省令「代書人規則」の頃より「事実証明に関する書類の作成」は行政書士の業務であり、今後も行政書士の有する事実証明に関する役割、社会的な有用性は高まっていくものと考えております。

また、国が設置する有識者会議等への行政書士の登用についても、国等への要望を強力に推し進めてまいります。

行政書士制度の更なる発展には、会員の皆様による現場の活動が必要不可欠となります。今後も日行連として、会員の皆様が一様に行政書士であることを誇りに思えるよう、確固たる地位の確立と制度の維持発展に全力を尽くしてまいります。

最後に、この新しい年が石川県行政書士会並びに会員の皆様にとって、心豊かに過ごせますよう、そして益々の飛躍の年となりますよう祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。



馳浩知事と懇談する県行政書士会の関係者=県庁で

「オンライン申請  
不都合見直しを」  
県行政書士会 知事訪問  
県行政書士会の向井隆郎  
会長ら関係者が六日、県庁  
に馳浩知事を訪ね、オンライン  
申請を巡る手続きの見  
直しなどを求めた。

関係者によると、行政手  
続きにおける代理申請を巡  
り、オンライン申請時の書  
式で不都合が生じている。  
近年は新型コロナの経済支

提供 北陸中日新聞 朝刊  
令和4年7月8日

援に関連した申請も数多  
く、馳知事は「オンライン  
は時代の流れ。できること  
は早く進める」と応じた。  
九月十五日に全国各地の  
会長会を県内で開催するこ  
とも報告。新型コロナの影  
響で延期されていた。

(田嶋豊)

## 新聞報道 されました

本社來  
訪

マイナカード申請  
30日に無料相談会

県行政書士会がPR  
本人確認書類となり、健  
康保険証とともに使えるマ  
イナンバーカードの申請を  
サポートする県行政書士会

は三十日、金沢市内で無料  
相談会を開く。行政手続き  
の代行をPRしようと初め  
て企画した。役員らが二十  
二日、同市の中日新聞北陸  
本社を訪れ、PRした=写  
真。

カード普及を巡っては、

総務省が全国の行政書士会  
に代理申請を委託。県内で  
も行政書士が地域貢献する  
機会を増やしていくことと  
して「出張相談会」として開く。  
向井隆郎会長は「身近な  
まちの法律家を強調した  
上で「地域に寄り添う気持  
ちを大切に、率先して支援  
していきたい」と話した。

濱田弘副会長のほか、  
小山内俊平、寺分努の両理  
事が同行した。

会場はアル・プラザ金沢  
(諸江町)で、時間は午前  
十時~午後四時。予約は不  
要だが、カードの代理申請  
には本人確認書類などが必  
要。(県行政書士会の事務  
局076(2668)955 (前口憲幸))



提供 北陸中日新聞 朝刊 令和4年7月23日



## 日本行政書士会連が会長会 金沢初開催

### デジタル化対応で情報交換



各会のデジタル化への取組事例が報告された  
書士の代理申請を考慮し  
た仕組みづくりのため、  
県側と協議していること  
などを発表した。会食会  
に続き開かれた懇親会に  
は、来賓として馳浩石川  
県知事や村山草金沢市長  
らも出席している。

日本行政書士会連合会  
(常任会長)の2022  
年度会長会が15日、金  
沢市のホテルで開かれ  
た。各種申請といった行  
政手続きのデジタル化対  
応をテーマに意見・情報  
交換が行われ、各都道府  
の向井隆郎会長は「きよ  
うは金沢の伝統ある和菓  
子やお茶、置物を、皆さ  
んにお土産として用意  
したこと」をしっかりと認識  
しながら前進していくた  
だ。行政書士制度の存続  
が国民の利益につながる  
ことをしっかりと認識し  
て、「コロナ禍が影響し、金  
なるもので、行政書士制度  
も長く歴史を重ね  
う頼つて  
られるよ  
うい」と  
それぞれ  
あいさつ  
した。意見交  
換で右川  
県行政書  
士会は、  
オンライン  
申請な  
どで行政

各地の対面相談を再開

きょうから無料相談会

石川県行政書士会

石川県行政書士会の向井隆郎会長は29日、金沢市の北陸工業新聞社を訪れ、30日からスタートする無料相談会をPRした。向井会長は、電話、

ZOOMによるリモート相談に加え、今年度からはコロナ禍で中止していた対面での相談を再開させるとし「行政書士を必要とし、待っている方々

井会長は感染症対策に全を期すとしたうえ、「マイナンバーカード申請も含め、手続きの専門家である行政書士がかりやすくアドバイス

きょうから無料  
相談会「気軽に」



**急遽ブースを増設し対応**

石川県行政書士会



**急遽ブースを増設し対応**

津幡等で無料相談会開催

ラザ津幡＝写眞には午前10時の受付開始時間から多数の相談者が訪れ、当初は1ヵ所だった相談ブースを急遽増設、2カ所体制で対応した。応問い合わせたところ、10月が行政書面制度広報月間であることと無料相談は開かれている。

場を一部に絞って、21年度は感染拡大の危険性を考慮して全面的に中止していた。アル・ラザ津幡の会場では、遺言や相続、成年後見などで問題を抱える人の悩みを担当の行政書士が丁寧に聞き、的確なアドバイスを送っていた。小松・輪島七尾・金沢・加賀の各市でも同様の無料相談会が開かれている。

朝鮮新聞北國提供  
30日9月4年和令

提供 日刊建設工業新聞(北陸工業新聞社) 令和4年10月4日

無料相談会を紹介する石川県  
行政書士会の役員

# 行政書士試験実施報告

行政書士試験実施対策委員 壁 真利子

令和4年11月13日(日)石川県医療技術専門学校にて令和4年度行政書士試験が開催されました。

石川県会場の受験申込者数は420名、去年の480名より減少、全国の申込者数は60,479名、去年の54,847名より5,632名の増加でした。

今回いくつかの問題が発生しました。

試験まで2週間を切った11月1日に行行政書士試験センターより「試験問題の訂正がある」との知らせが届きました。対応としては問題用紙と別紙訂正用紙を配ってほしいとのこと。これにより、試験当日時間ギリギリの中、試験監督員が対応に追われることとなりました。大変お疲れさまでした。

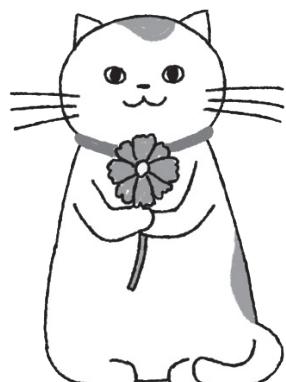
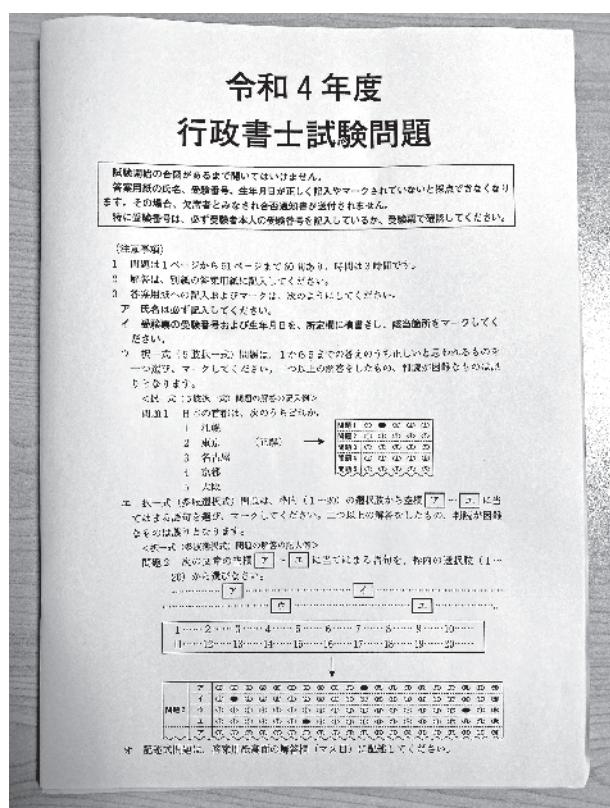
また、試験会場4階ポスターの受験番号が間違っていることに、試験当日気がつきました。マッキーで手書きで直してなんとか事なきを得ましたが、せっかくキレイに印刷したポスターがマッキーだらけの切ない姿に

なってしまいました。来年は印刷ミスがないよう気を付けます。

更に、4階教室でスマホが鳴り響く事件が発生しました。どうしてもマナーモードにできず、スマホ本体を本部が預かることにしました。その音にいらいらして野次を飛ばす受験生がいました。

幸いにも大きな事件はありませんでしたが、このようにいろいろと対応に追われた令和4年度行政書士試験でした。来年は穏やかな試験日を過ごしたいものです。

試験監督員の皆さん、大変お疲れさまでした。本部員の皆さん、大変お疲れさまでした。



令和4年11月26日(土)午後1時30分より、地場産業振興センター本館第7研修室にて令和4年度第3回理事会が開催された。

向井会長の挨拶に続き、議事録署名人に木原理事、能田理事が指名され、議事に入った。

なお、会議の議題は次のとおりである。

#### 1. 報告事項

##### (1) 日行連報告

向井会長より、11月26・27日に日行連理事会が開催され、協議事項の会員管理システム開発ベンダー選定について、行政書士職務基本規則(案)について、一般倫理研修実施(案)について等に関する説明を行った。

##### (2) 中地協報告

向井会長より、8月10日に中地協理事会および職務上請求書に関する担当者会議が開催され、本会より向井会長、濱田副会長、谷川総務・経理部長、宇野理事、多賀理事が出席し、内容についての報告があった。

10月21日に日行連と中地協との連絡会が開催され、本会より向井会長、濱田副会長、谷川総務・経理部長、小山内社会貢献事業部長が出席し、内容についての報告があった。

##### (3) 各部・各委員会 令和4年度事業実施報告

〈総務・経理部〉会議の開催について、新入会員対応について、職務上請求書確認、文書電子化・BCPについて他

〈広報・監察部〉広報月間について、HP・SNSの更新状況、会報いしかわ発行、監察活動について他

〈業務部〉研修会開催報告、新入会員研修会開催報告、日行連主催OSS実務者説明会参加について他

〈社会貢献事業部〉広報月間無料相談会の実施について、石川県防災総合訓練について、マイナンバー事業について、石川県外国人材受入サポートセンターの活動について他

その他、申請取次行政書士管理委員会、行政書士試験実施対策委員会、封印管理委員会、苦情相談対策特別委員会、特定行政書士研修・考查実施対策特別委員会、ICT特別委員会、官民業務受託調査特別委員会、暴力団等排除対策委員会の各委員長から報告があった。

#### 2. 審議事項

(1) 各部・各委員会 令和4年度下半期事業実施計画

〈総務・経理部〉定時総会および各種会議の予定、職務上請求書確認・払出し事務の変更、経理審査・未納者対応、新規会員獲得(開業セミナー)、文書電子化・BCP、法規整備について他

〈広報・監察部〉HPリニューアル、会報いしかわ73号発行、新聞広告協力会員の募集、監察活動について他

〈業務部〉研修会開催計画、新入会員向け研修会、県土木部監理課との意見交換、業務研究会、中央研修所全国担当者会議について他

〈社会貢献事業部〉月例無料相談会の実施・管理、出前講座・法教育の実施、マイナンバー代理申請事業について他

〈申請取次行政書士管理委員会〉入管との意見交換会について他

〈ICT特別委員会〉LINE Works有料プランの検討について他

〈封印管理委員会〉実務研修会の開催について

その他、行政書士試験実施対策委員会、官民業務受託調査特別委員会、暴力団等排除対策委員会の各委員長から今年度下半期の事業計画等について議案説明があった。

##### (2) その他

以上、慎重審議の結果、可決承認された。



# 加賀支部報告

加賀支部 支部長 吉田 義明

新年明けましておめでとうございます。

コロナで開催を心配していた恒例の無料相談会が、無事10月2日(日)午後1時～3時の日程で、アビオシティ加賀2階 情報プラザでの日程で開催できました。広報不足もあり心配しておりましたが、来訪者も6組ありました。

内4組は相続と遺言に関する相談で、皆さんこの問題には苦労しているというのが私の感想でした。

無事、メインの事業が完了出来たのも支部役員の皆様の絶大なご協力のおかげと感謝しております。

さて、コロナ騒動もようやく落ち着きそうですが、私自身年末に母を亡くし、1月には前立腺の手術そして目の不調からようやく回復しかけたと思ったとたん、家族全員が12月初めにコロナに感染してしまい、まさかの大騒動、最悪の1年でした。

今年こそは良い年であるようにと期待しています。

皆さんも気を付けてお過ごしください。



# 小松支部報告

小松支部 支部長 武内 弘樹

新年明けましておめでとうございます。

日頃より、小松支部活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今年度もあと残りわずかとなりましたが、様々な支部行事を実施してきました。

研修会は2回実施しましたが、8月の研修会は「おさえておきたい相続業務のポイント(入門編)」で、11月はワイス公共データシステム(株)様よりのご提案で、「建設業許可・経審の電子申請概要」の内容で実施いたしました。会員の業務に直結する内容でしたので大変有意義な研修会となりました。

10月の広報月間では、無料相談会をアルプラザ小松様で、久しぶりに対面にて実施しました。情報誌「パレット」に掲載したこともあり、たくさんの相談者が来られました。



# 金沢支部報告

金沢支部 支部長 谷川 竜一

金沢支部の皆様におかれましては、日頃より当支部の活動にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

金沢支部における令和4年9月以降の活動について以下のとおりご紹介させていただきます。

## 〈令和4年9月6日(火):第1回研修会(相続)の開催〉

第1回の研修会では相続業務をテーマにしてオンラインで開催し、10月の広報月間や月例の無料相談会で相談員を務めていただく皆様には義務付けの研修会として開催させていただきました。

第1部では講師を務めていただいた森欣史会員から相続業務の基礎知識について解説していただき、第2部は無料相談会を想定したロールプレイング研修といったしました。第3部では、過去の無料相談会で実際にあった質問内容をもとに支部が作成した想定問答集について紹介と解説を行っております。

本研修会では初めて無料相談会の相談員を務める方や相続業務の経験が浅い方だけでなく、相続業務の経験がある会員の皆様にとっても知識の再確認をする良い機会になったのではないかと思います。

## 〈令和4年9月7日(水):官公署巡回訪問〉

例年、10月の広報月間前のこの時期には官公署を巡回訪問し、行政書士制度の周知を図るとともに広報月間無料相談会のPRを行っております。直近の2年間はコロナ禍であることを踏まえて巡回先を大幅に絞っておりましたが、今年度からは徐々に巡回先を増やしております。

今回は石川県庁や支部管内の市役所・町役場をはじめ、石川県警本部や支部管内の各警察署、支部管内の各土木事務所、名古屋出入国在留管理局金沢出張所、金沢公証人合同役場、北陸信越運輸局石川運輸支局、軽自動車検査協会石川事務所など、23箇所36窓口を巡回訪問し、行政書士制度PRポスターの配布や非行政書士行為の防止に向けた協力の依頼を行って参りました。

## 〈令和4年9月30日(金):「支部だよりKANAZAWA 第16号」発行〉

金沢支部では会報誌として「支部だよりKANAZAWA」を年2回発行しており、PDF形式でメールにて配信させていただいております。

今回は以下の内容で発行させていただきました。

- ・支部長あいさつ
- ・日本行政書士会連合会会長会出席レポート
- ・行政書士業務と社会貢献～マイナンバーカード～
- ・私の一工夫
- ・私のオススメ書籍
- ・コラム:行政書士とSDGs(持続可能な開発目標)
- ・編集後記

## 〈令和4年10月1日(土)・2日(日):広報月間無料相談会の開催〉

今年度は3年ぶりにショッピングセンターを会場とし、2日間にわたりて広報月間無料相談会を開催いたしました。コロナ禍にあって面談による相談会を開催することに不安もありましたが、設置ブースを減らし、消毒や飛沫防止パーテイションの設置など徹底した感染防止策を講じることにより、2日間を通して無事に開催することができました。

開催結果としては1日目の「アル・プラザ津幡」会場では17件、2日目の「スーパーマーケットバロー大桑店」では28件のご相談をいただきました。コロナ禍であっても顔を合わせて直接相談したいという県民市民の皆様に対して、お困りごとの解消に行政書士が役立てたのではないかと思います。

## 〈令和4年11月24日(木):第2回研修会(ドローン)・懇親会の開催〉

第2回の研修会はドローン業務をテーマとし、金沢市俵町芸術交流スタジオにおいて開催いたしました。講師はドローン専門行政書士としてご活躍されている西田和史先生(福井会)とドローンインストラクターの鈴木卓様に務めていただきました。

本研修会は2部制としており、第1部では「行政書士が行えるドローン業務について」と題してドローンの飛行許可申請や機体登録手続きについて西田先生に解説をいただき、第2部では「ドローン飛行実演」として、ドローンの個別識別番号の備え方やドローンの用途別の

機体の違いなどについて、鈴木様によるドローンの飛行実演を交えて解説していただきました。ドローンの実機に触れることにより、ドローンに関する手続きだけでなく、ドローンそのものに対する理解も深めていただくことができたのではないかと思います。

また、研修会後には大変多数の方にご参加いただき、コロナ禍以降初めてとなる懇親会も開催いたしました。ご参加いただいた皆様には懇親を深めていただく大変良い機会になったのではないかと思います。

→金沢支部  
ドローン研修会動画は  
こちらからご覧できます。



## 七尾支部報告

七尾支部 支部長 寺分 努

令和4年10月の行政書士制度広報月間における七尾支部の無料相談会は、七尾市のサンライフプラザにて、2年ぶりに対面方式で開催いたしました。事前に会場周辺へ新聞折込チラシによる告知を行ったところ、当日々13件の相談がありました。相談内容は、例年通り「遺言・相続」に関することがほとんどでしたが、あまり財産価値が無い山林や空き家をどうすれば良いかといった切実な問題も多く、色々と考えさせられる相談会でした。また、今回の来場者はチラシのQRコードや電話で予約された方がほとんどで、運営もスムーズにできた気が致しますので、来年以降の参考にしたいと思います。

今後の支部活動につきましては、コロナの影響が全くなくなった訳ではありませんので、感染予防対策を実施

しながら、少しずつコロナ以前の状況に戻していきたいと思います。次年度の支部総会は懇親会を開催出来るような会場を検討致しますので、皆様方とお会いできる日を楽しみにしております。



## 輪島支部報告

輪島支部 副支部長 谷内 廣

輪島支部では、10月の広報月間での取り組みとして、例年どおり石川県の出先事務所、警察署、各市長約20カ所にポスターを配り掲示を依頼しました。

また、今年は対面での無料相談会を復活させました。10月2日に輪島市内のショッピングセンター・ファミイで行いました。相談件数は少なかったものの、コロナ対策などの相談があり、今の時勢を感じたところです。反省点としては相談会の準備が遅れ、広く周知することができませんでした。来年度以降留意したと思っています。

今年度は七尾支部と合同で研修会を行うことを計画していましたが、まだ開催しておりません。コロナ感染の実態が分からぬところもありますが、巻間では相当数の感染者がいると言われています。多人数での交流には躊躇しているところです。今しばらく状況を見たいと考えています。一日も早く安心な日常が来る事を祈ります。

輪島支部では、一般の方々に身近な支部で在りたいと思います。支部会員一同、努めてまいります。

今後とも、どうぞよろしくお願ひいたします。

# 特 集 HP・SNSグループ活動報告

広報・監察部 HP・SNS グループ  
Twitter担当 能田 真由美・出見世 雅之

本年度の広報監察部HP・SNSグループの活動報告をいたします。

まず、当会ホームページですが、平成27年から運用している現行のホームページのリニューアルをしたく検討しております。第一段階として、本年度は石川県内のホームページ制作業者数社に提案と見積もりを依頼しました。当グループ内で各社の提案内容を精査したうえで次年度に引き継ぎ、今後は制作業者の決定から実際のデザインイメージ等の決定、そして実際の製作まで進めていければと考えております。当会会員におかれましては「新しいホームページはこんな風にしたいいい！」等のご意見やご要望などございましたら、どうかお気軽に広報監察部員にお伝えいただければと思います。

続いてSNSに関してですが、昨年度はそれまで当会の公式SNSとして活用していたFacebookを廃止し、より多くの人に当会の活動を露出すべく、国内で2番目にユーザーの多いと呼ばれるTwitterアカウントを開設し運用を始めました。（※国内で最もユーザーの多いSNSはLINEとされていますが、LINEは情報発信ツールと言うよりも社会インフラ的な役割を果たしているSNSであると考え、本会理事会の承認を得てTwitterを選択した経緯がございます。）

運用2年目は主に、社会貢献事業部や各支部が実施する無料相談会等のイベントの告知を発信することに活用しました。特に本年度は、日行連がマイナンバーカード申請代行及びその普及促進事業を直接総務省より受託したこともあり、当会社会貢献事業部で実施したマイナンバーカード申請代行コーナーを県内各地で設ける旨の告知を頻繁に行うことで、当会の活動の広報活動に寄与できたかと思います。

前述したホームページ同様、SNS運用に関するご意見やご要望などございましたら、お気軽に広報監察部員にお伝えいただければと思いますし、引き続き当会の広報監察活動にご協力頂きますようこの場を借りてお願い申し上げます。



【Twitterアカウント名】  
石川県行政書士会  
(@ishikawagousei)



ツイート ツイートと返信 メディア いいね

石川県行政書士会 @ishika... · 2022/09/03 ...  
本日9月3日（土）、石川県行政書士会では県庁19階のワクチン接種センターにマイナカード申請代行コーナーを設けます（9月中の毎週土曜日に開催予定です）。必要書類をお持ち頂ければ、マイナンバーカードの申請が可能です。ワクチン接種の機会に是非お立ち寄りください。  
[ishikawagousei.org/news/2022/2022...](http://ishikawagousei.org/news/2022/2022...)



## 特 集

# 広報月間総括「電話無料相談・新聞広告」

メディア・広報月間グループリーダー 宮川 敏彦

令和4年度の広報月間は、コロナ禍の影響も少しづつ落ち着きを取り戻し、対策を取りながら面談による無料相談会が実に3年ぶりに各支部で開催されました。とはいっても、やはり以前と同様に開催することがかなわず、会場数であったり、広報活動を制限しながら、その中で困っている県民の方々へ出来る限りのことを行ふため、面談、リモートによる相談会開催と電話による無料相談会を実施いたしました。その結果、電話による無料相談会は3日間で28件の相談が寄せられ、各支部の面談及びリモートによる相談会においても合わせて77件の相談があったと報告がありました。

また、向井会長、濱田副会長、小山内社会貢献事業部長及び寺分広報・監察部長の4名で報道機関への表敬訪問を行い、行政書士制度及び無料相談会のPRをいたしました。



石川テレビ取材撮影風景動画は  
こちらからご覧できます。→



電話無料相談

広報月間の新聞広告につきましては、今年度も全15段カラー広告をご協力いただきました会員の皆様のおかげで掲載することができました。数字でわかるほど!行政書士と題しまして、石川県行政書士会の現況や、過去からの推移、無料相談会に関することや行政書士業務についてなど、行政書士の数字に関わる情報を絵やグラフを用いて分かり易く表現いたしました。結果として、どういうことを行政書士に相談できるのかが伝わったためか、新聞広告により無料相談会を知ったという方が最も多くいらっしゃいました。

今年は久しぶりに面談による無料相談会を開催でき、少しづつではありますが、コロナ禍の前の状態に戻りつつあります。しかしながら、今後、以前と同じ状況に戻ることはおそらく無いため、以前と同じ広報は出来ないと思います。時節や時代に応じたより良い広報を常に模索し、少しでも県民の皆様のお力添えが出来れば幸いです。



アル・プラザ小松



輪島ショッピングセンターフアミイ



アル・プラザ津幡



七尾サンライフプラザ



バロー大桑店



アビオシティ加賀

数字でわかる



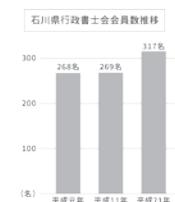
# なるほど! 行政書士

へ~なるほど

行政書士のことや業務の内容など、行政書士についてもっと知つてもらうための情報を数字やグラフでご紹介します。

石川県内の行政書士

391名



石川県の行政書士は391名。石川県の人口が約110万人ですから、約2,800人に一人が行政書士ということになります。平成元年時点では約68名が行政書士として登録していました。この30年で会員数は約5.1倍に増加。時代が行政書士を求めていると言えるのではないでしょうか。

行政書士業務の種類

10,000種類以上



行政書士の主な業務

- 建設業許可申請
  - 会社・法人設立
  - 相続・遺言
  - 在留資格申請
- 行政書士ができる仕事の種類は1万種類以上! 行政書士は、公認・監査官、税理士、会計士等に提出する書類の作成・封印・捺印等の業務を行っています。そのほとんどは書類の提出等の手続を代理してもらうもので、その数は1万種類を超えると言われています。

こんなことも行政書士の仕事

- 車庫証明・自動車登録
- 地図転用許可申請
- 離婚協議書
- 戸籍登録
- 登記手続

## 無料相談会

お近くの各会場にて面談無料相談を受けつけます。

## ●津幡会場

アル・プラザ津幡

10/1(土) 10:00~16:00

## ●小松会場

アル・プラザ小松

10/1(土) 10:00~16:00

## ●輪島会場

輪島ショッピングセンターファミマ

10/2(日) 10:00~16:00

## ●七尾会場

七尾サンライフプラザ

10/2(日) 10:00~16:00

## ●金沢会場

パロード大森店

10/2(日) 10:00~16:00

## ●加賀会場

アビオシティ加賀

10/2(日) 13:00~15:00

マイナンバーカード申請の代行もお受けします。

電話無料相談会 ☎ 076-268-9110

9/30(木) ~ 10/2(土) 10:00~16:00

行政書士業務に関する電話無料相談を受けつけます。

テレビ電話無料相談会

10/1(火)・2(水) 10:00~16:00

完全予約制

受付は9/30(木) 17:00迄

こちらの専用フォームからお申し込み下さい

詳しくは  
こちらから  
石川県行政書士会 検索

珠洲市 TEL.(0768)	高山 孝 ☎37-1981	金沢市 TEL.(076)	勝尾 太 ☎268-0559	北島 一治 ☎259-0066	面 政裕 ☎209-0540	中 清二 ☎51-3453
唐澤 正 ☎82-0770	田中 優 ☎36-1305	島 審美 ☎237-8733	明石 弘貴 ☎252-8184	木原 祭奈美 ☎255-2822	白山市 TEL.(076)	小松市 TEL.(0761)
能登町 TEL.(0768)	羽咋市 TEL.(0767)	西端 由雄 ☎291-0815	向井 隆郎 ☎257-8067	浦本 里美 ☎260-1258	平元 静雅 ☎276-0234	潮津 勇 ☎22-8231
濱田 博司 ☎72-0088	高岡 美己子 ☎22-0056	後出 博敏 ☎222-3377	菊池 佳寿代 ☎267-6645	下平 晋 ☎090-8960-8804	藤井 健一 ☎275-6190	前多 利彦 ☎22-0637
大森 千歌子 ☎62-1378	宝達志水町 TEL.(0767)	土屋 富士雄 ☎291-8241	濱田 隆弘 ☎220-6570	扇谷 秀剛 ☎207-4047	中野 導郎 ☎278-8050	菅原 博之 ☎24-3200
坂下 和男 ☎84-5021	寺分 努 ☎28-2352	竹野 治治 ☎247-3447	佐味 友信 ☎258-2064	山下 大輝 ☎207-7614	上田 新蔵 ☎275-8369	神 喜弘 ☎24-5300
輪島市 TEL.(0768)	津幡町 TEL.(0768)	藤井 國穂 ☎242-2809	藤井 國穂 ☎242-2809	坂本 巧 ☎256-5972	丁子 泰征 ☎275-6768	京念 昇 ☎23-0353
谷内 康 ☎22-6306	中川 大 ☎288-8841	浦鴻 夫 ☎222-3583	森 欣史 ☎251-5982	中川 幸雄 ☎080-3356-0530	前川 仁惠 ☎272-7000	山崎 豊 ☎20-3175
中村 敏彦 ☎23-1650	出見世 雅之 ☎216-7784	山崎 修二 ☎266-2301	美本 昌文 ☎213-5126	三野 和宏 ☎254-1855	了海 達郎 ☎278-7748	安田 友紀子 ☎22-4206
穴水町 TEL.(0768)	宇野 敏彦 ☎288-7875	吉田 純一 ☎298-7221	宮川 敏彦 ☎225-5112	吉本 忠則 ☎259-6479	永田 伸夫 ☎274-1139	武内 弘樹 ☎58-0755
小幡 栄 ☎52-3085	坂本 明世 ☎255-6801	宮川 外茂次 ☎261-5773	今村 和宏 ☎249-9451	野村 薫 ☎224-5190	東海林 勝 ☎254-0063	南出 裕子 ☎21-6787
七尾市 TEL.(0767)	浅井 拓也 ☎288-8838	川本 刚生 ☎255-2585	川本 信之 ☎263-4766	鈴木 浩史 ☎220-7484	本田 和雄 ☎090-3290-0055	吉田 美緒 ☎48-4567
大星 正期 ☎53-2208	内瀬町 TEL.(076)	中嶋 房夫 ☎291-7537	菅原 純平 ☎255-0312	橋 泰至 ☎090-7080-8451	黒川 孝之 ☎256-2823	神 和磨 ☎24-5300
津田 亨 ☎52-6433	河越 俊雄 ☎238-1711	西戸 重和 ☎226-0885	宮田 實 ☎249-2961	杉木 圭司 ☎090-7088-1182	西井 豊二 ☎276-0114	加賀市 TEL.(0761)
古川 久次 ☎53-4764	高桑 久雄 ☎286-6188	渡野 恒征 ☎269-4155	小山内 俊平 ☎263-2120	閑野 蘭子 ☎070-4002-5776	村上 充 ☎278-2203	佐々木 長正 ☎72-1134
春山 登美夫 ☎57-3096	高桑 真知子 ☎286-6188	片山 義宏 ☎244-8988	谷川 竜一 ☎254-5136	杉原 清雄 ☎291-2525	川北町 TEL.(076)	吉田 義明 ☎72-0590
中能登町 TEL.(0767)	森 真一郎 ☎207-4005	末岡 紀久 ☎221-1216	道下 優一 ☎231-3522	後 洋平 ☎209-5544	山田 洋一 ☎277-0745	
林 建治 ☎74-0160	富澤 茂信 ☎286-0595	的場 靖次 ☎254-5566	西海 雅規 ☎249-8288	野々市市 TEL.(076)	能美市 TEL.(0761)	
端井 義之 ☎77-1858	小泉 和平 ☎255-2392	西山 忠 ☎291-8626	能田 真由美 ☎225-7914	新道 慶治 ☎287-0850	岩本 美恵子 ☎213-5683	
志賀町 TEL.(0767)	高桑 雅俊 ☎286-6188	堀内 政徳 ☎240-1771	西端 光雄 ☎291-0815	吉岡 大輔 ☎294-5704	北村 国博 ☎46-6252	
太田 勉 ☎32-3383	本 郁夫 ☎223-8570	茅野 智勇 ☎223-6581	壁 黄利子 ☎080-6356-9896	今井 邦彦 ☎55-2622	吉井 邦彦 ☎55-2622	

※この広告は石川県の協力により実施しております。

法人会員

■ 行政書士法人北岸事務所（金沢市） ☎076-291-4939  
代表社員/北岸 正彦 社員/中村 武夫■ 行政書士法人LEAD（金沢市） ☎076-220-6570  
代表社員/濱田 隆弘■ 行政書士法人PAC（金沢市） ☎076-265-5433  
代表社員/寺田 隆 社員/庄田 基志 社員/寺田 圭佑一步踏み出す、あなたのそばに。  
石川県行政書士会〒920-8203 金沢市鞍月2丁目2番地 石川県織維会館3F  
Tel.076-268-9555 Fax.076-268-9556 E-mail office@ishikawagyousei.org石川県行政書士会  
Twitterページはこちら

## R4年度 無料相談会結果報告書

### ■ 無料相談会内容別相談件数

	電話相談	各支部の面談による無料相談					合計
		金沢	小松	七尾	輪島	加賀	
遺言・相続（登記、税務対策を含む）	15	28	2	12	1	4	62
各種契約（贈与、売買、請負、賃貸借等）	1	4	1	0	0	0	6
定款、内容証明、会計帳簿	0	0	0	0	0	0	0
不動産関係	3	0	3	1	1	1	9
戸籍関係（結婚、離婚、養子縁組等）	0	1	0	0	0	0	1
成年後見（保佐、補助、その他介護等）	1	4	1	0	0	0	6
知的財産（著作権）	0	0	0	0	0	0	0
その他	7	7	1	0	0	0	15
小 計	27	44	8	13	2	5	99
許認可申請手続（建設、風俗営業等）	0	0	0	0	0	1	1
法人設立等	0	0	0	0	0	0	0
土地開発	0	0	0	0	0	0	0
農地転用	1	0	0	0	0	1	2
自動車関係（車庫証明を含む）	0	0	0	0	0	0	0
入管関係（外国人労働者等）	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	1	0	0	2	0	3
小 計	1	1	0	0	2	2	6
合 計	28	45	8	13	4	7	105
昨年合計	33	34	0	9	5	6	87

※金沢支部リモート(TV電話)相談 0件

### ■ 無料相談件数の推移(7年間)

	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年
電話相談	52	43	58	82	27	33	28
支部無料相談会(対面)	118	152	184	293	53	0	77
支部無料相談会(リモート)					0	3	0
合 計	170	195	242	375	80	36	105

### ■ 市町広報誌掲載結果

	掲載された市町	合計	昨年
金沢支部	津幡	1	2
小松支部		0	1
七尾支部	七尾、志賀、宝達志水、中能登	4	4
輪島支部		0	4
加賀支部	加賀	1	0
合 計		6	11

### ■ 新聞広告掲載会員数の推移(7年間)

	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年
掲載会員数	112	117	118	133	131	116	127

うち法人3

# 監察活動報告

広報・監察部副部長 田中 傑

昨年度から石川県内の各農業委員会ホームページに警告文の掲載を求める監察活動を行ってまいりましたが、今年度当初の時点で石川県および県内11市8町の農業委員会ホームページの中で、「行政書士でない者が、官公署に提出する書類の作成を業として行うことは、法律で禁じられています。(他の法律で定めのある場合を除く。)」等の記載があったのは、「石川県・農林水産部農業政策課」と「金沢市」「輪島市」「羽咋市」「加賀市」「野々市市」「白山市」「津幡町」「内灘町」各農業委員会の6市2町でした。また、「宝達志水町農業委員会」ホームページにおいては申請書欄に代理人行政書士の記載があり、「七尾市農業委員会」ホームページにおいては、その旨の記載はありませんが、農地基本台帳閲覧など申請書の閲覧、農家との関係欄の選択肢の一つに「行政書士」とありました。

しかしながら、「小松市」「珠洲市」「かほく市」「能美市」「川北町」「志賀町」「中能登町」「穴水町」「能登町」の4市5町の各農業委員会ホームページには非行政書士等に関する記載が無い状況でした。

監察グループでは、非行政書士行為を行おうとする者が、申請準備段階や申請書ダウンロードのため各農業委員会ホームページを訪れた際に、警告文を目にすることで抑止効果があることを各農業委員会事務局に理解していただき、行政書士制度の啓発および窓口規制等について周知するための監察活動として、9月に志賀町、10月に川北町、能美市、小松市、11月にかほく市の各農業委員会事務局を巡回いたしました。

その結果、川北町農業委員会においては、申し入れ後すぐにホームページ上に警告文が記載されました。その他の巡回した各農業委員会も掲載に向けた準備をして

いただけるとのことですので、引き続き注視するとともに、今後は警告文がまだ掲載されていない市町を巡回し、最終的には県内全ての農業委員会ホームページに掲載されるよう、活動を継続していきます。

また、昨年2月、本会業務部および建設・産廃等業務研究会に同行して石川県土木部監理課に申し入れを行った監理課ホームページへの警告文掲載につきましても、「建設業許可申請書と添付書類一覧表」ページに「なお、行政書士でない者が、官公署に提出する書類の作成を業として行うことは、法律で禁じられています。(他の法律で定めのある場合を除く。)」の一文が掲載され、かつ、「非行政書士業務について」というリンクから「その書類にレッドカード」のインパクトのあるPDFファイルを開くことが出来るようになっております。

デジタル化の進展に伴い、監察活動の考え方も変化していくことと存じますが、その時代に適した監察活動を今後も継続的かつ積極的に行ってまいります。





… 壁広報・監察部員



… 榎 喜弘先生

相談役に聞くシリーズ第4回目は小松支部の榎喜弘先生です。榎先生といえば帽子です。帽子と言うかハットです。ダンディなハットがよく似合う榎先生は結構目立つ存在なので、見たことあるとか知ってるという人は多いのではないでしょうか。茅野元名誉会長もよく帽子被ってたし宮川名誉会長もよく帽子被ってるし、あの世代の人は帽子好きなんですね。



「帽子はいくつ持っているんですか?」



「全部で6つ持っています。よく被るお気に入りは3つで、夏用の白、冬用の黒、それとベージュです。ハゲ隠しです」



「小説を書いていると聞きましたが」



「以前、暇つぶしにA4用紙で80ページほどの官能小説書いた事があるよ。それを行政書士何人かで回し読みしたようで、そう言えば濱田先生がコピーさせてほしいと言つてたなア」



「ぜひ会報いしかわに載せてください」



「僕のイメージダウンに繋がるからやめとくよ(° 口°)」



「休日はなにをしていますか?」



「今は殆ど毎日が休日。魚釣りや近辺の低山登山。妻と旅行に行ったり。最近は2泊3日で新潟の村上に塩引き鮭を



食べに行ってきました。これまで海外にも10か国くらい行っているかな、トルコ、ロシア、ハワイ、東南アジアなど、勿論いつも妻と一緒にです」



「仲いいですね」



「これまで妻が実質榎事務所のトップでした。(現在は次男が資格をとったので)妻が業務や補助者への指示をしていて、以前にお客さんが尋ねて来て『先生いますか?』って僕に言ってたよ」



「自分が先生ですとは言わないんですね」



「言ったらお客様がガッカリするでしょう(笑)。そもそも僕は自分を先生と思っていないんです。『商人(あきんど)』と思っています。実務は次長と妻に任せて、僕はどうやったらメシの種になるかを考えています。社長がいるかいないかわからない会社のほうが伸びると何かで読んだことがあるので、仕事は人に任せて最後の責任は僕がとるという感じ」



「根っからの商売人なんですね。行政書士になる前は何をしていましたか?」



「鉄くず屋をしていました」



「ご自分でですか?」



「そうです。鉄工所の鉄くずを回収する仕事です。高校卒業後に大阪で就職して銅や真鍮屑を集める(色物)問屋に勤めて、22才で石川に帰って来て鉄くず屋を始めました。車庫を解体してその鉄くずを売ったりしてた。その流れでセキスイハイムから家の解体を依頼をされるようになり、またその流れで次は建てるほうをやらないかって言われて建てる方をやるようになったんです。いわゆる工務店です。素人が始めたものだからごまかしが利かず、きっちりとした仕事をするのでまたたくさん仕事がくるようになりました。それでできたのが従業員5人の株式会社サークという建設会社。今は長男にやらせてるよ」



「すごいですね。行政書士事務所は次男さんと奥さんがやってくれてるし完璧じゃないですか。行政書士のほうは専門は何になるんですか?」

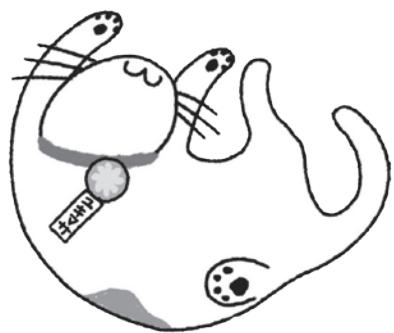


「一応なんでも受けますがメインは車です。車関係が70%。僕以外に次男、妻、補助者、事務員、合わせて8人で事務所は動いているのかな」



「多いですね!」

最後に榊先生にご自分のチャームポイント聞いたら「ハゲ」と言ってました。



榊先生はたくさんお話してくれました。聞けば聞くほど漫画の主人公みたいな人でした。記憶力が異常に強く、聞いたことを忘れない。(でも読んで覚えるのは苦手(^^))なので行政書士試験、1級土木施工管理技士に1発合格。その他船舶免許、危険物、建設機械、その他もちろんの資格と、野性味あふれる行動力と瞬発力があり、ちょっと機会があるとすぐ実行する。小説を書いたり、鉄くず屋をしたり、解体したり、家建てたり、土木工事をしたり、行政書士になったり。それらをすべてド素人から、経験とお金にしていてすごい。



## 令和4年度 日本行政書士会連合会会長会前日親睦会 報告

業務部長 吉田 美緒

令和4年9月15日に、石川県金沢市において、令和4年度日本行政書士会連合会会長会が開催されました。

今回の会報いしかわでは、会長会での会議内容に加え、会長会前日に行われた辻家庭園～前田家家老旧横山家迎賓館～での親睦会の様子、会長会翌日に行われた金沢観光・ゴルフの様子、そして会長会開催に至るまでの実行メンバーの動きや想い等、目一杯情報をお届けします！

### 【会長会前日親睦会】

開催日時：令和4年9月14日（水）18:30～20:30

場 所：辻家庭園～前田家家老旧横山家迎賓館～  
出 席 者：常住豊日行連会長、日行連常任理事（17名）、  
日行連総務部員（6名）、日行連事務局員（5名）、石川会  
役員および会員（20名）

当会業務部長吉田の司会により、前日親睦会が開会



宮川名誉会長による乾杯

し、開会に際し、当会向井会長より挨拶がありました。その後日行連常住会長より挨拶があり、当会宮川名誉会長の乾杯の掛け声により、親睦会が始まりました。

親睦会では、参加した当会の役員、会員の紹介、そして日行連からも参加した常任理事、総務部員、事務局員の紹介がございました。日行連の役員の方々からは、辻家庭園といった金沢らしく奥ゆかしい場所での親睦会に参加できしたことへの感謝の言葉を多く頂き、会長会の会場とは異なる場所で金沢の良さを感じてもらえる会場を選定したことは、改めて間違いなかったなど感じました。

当会としては、日頃中々知ることのできない日行連の活動について深く知ることができ、そして当会の活動について日行連の役員の方々に知りていただけたことは、非常に有意義であったと感じております。当会濱田副会長の中締めにより、親睦会は大盛会のうちに閉会いたしました。



濱田副会長による中締め



石川会役員、会員の紹介



日行連役員等の紹介

# 令和4年度 日本行政書士会連合会会長会 報告

総務・経理部長 谷川竜一

## 【会長会】

開催日時：令和4年9月15日(木)13:30～17:00  
場 所：ホテル日航金沢 4階「鶴の間」  
出席者：常住豊日行連会長、全国単位会会长(42名)、代理出席者(2名)、オブザーバー(日行連役員・日行連総務部員8名)

### 〈開会〉

宮本日行連総務部長の司会により会長会が開会され、会議に先立って常住日行連会長と向井会長より挨拶があった。また、議長には笠野和歌山会会长、副議長には大口兵庫会会长が選任された。

### 〈日行連デジタル推進本部からの事業説明〉

有賀日行連デジタル推進本部長より、マイナンバーカード代理申請事業の進捗について報告がなされ、個人申請件数は2,858件(目標値10,000件)、相談会申請件数は10,118件(目標値10,000件)とのことであった。

また、金沢日行連専務理事からは、日行連が導入を予定している新会員管理システム構築の進捗状況についても説明がなされた。

### 〈意見・情報交換(デジタル化への対応について)〉

東京会・静岡会・群馬会・埼玉会から報告があり、各会ともに都や県との意見交換会の実施や、会員に対してデジタル化への対応を求める等の取り組みを行っているとのことであった。

### 〈意見・情報交換(各単位会における倫理研修について)〉

千葉会・栃木会・京都会・兵庫会から報告があり、各会ともに倫理研修を定期的に開催するだけではなく、受講を義務化もしくは努力義務としているとのことであった。

### 〈「Myじんけん宣言」への参画について〉

会長会の議事が全て終了した後、法務省が推進する「Myじんけん宣言」プロジェクトについて坪川日行連副会長より説明があり、日行連としてこのプロジェクトに参画することが説明され、常住日行連会長による「Myじんけん宣言」がなされた。

### 〈閉会〉

司会より、次年度の会長会開催地が広島県であるこ

とが報告され、会長会は閉会した。

## 【会長会 懇親会】

開催日時：令和4年9月15日(木)18:00～20:00  
場 所：ホテル日航金沢 4階「鶴の間」  
来賓：馳浩石川県知事、村山卓金沢市長、岡田直樹内閣府特命担当大臣(代理出席)、宮本周司財務大臣政務官(代理出席)、西田昭二国土交通大臣政務官(代理出席)、佐々木紀衆議院議員、小森卓郎衆議院議員、石田忠夫石川県議会議長、稻村建男石川県議会議員

懇親会は、主計町の芸妓衆による金沢おどり「御祝儀曲 君が代松竹梅」の披露から始まり、濱田副会長により開会が宣言された。常住日行連会長や向井会長の挨拶の後、ご来賓の皆様よりご祝辞を賜り、馳浩石川県知事からは「石川県行政書士会と私は一心同体である」とのお言葉をいただいた。

乾杯は笠野和歌山会会长のご発声により、当県の日本酒乾杯条例に則って地元の日本酒で乾杯し、途中にはJAZZ演奏なども交えながら出席者全員が懇親を深めた。

閉会に際して森中地協会長より挨拶がなされ、大盛会のうちに終了した。



会長会懇親会 向井会長挨拶動画は  
こちらからご覧できます。→



会長会・常住会長挨拶



懇親会・向井会長挨拶

# 令和4年度 日本行政書士会連合会会長会金沢観光・ゴルフトツアー 報告

業務部長 吉田 美緒

昨日の余韻が残る中、当会が企画した金沢観光ツアーゴルフトツアーが始まりました。

金沢観光ツアには日行連と当会合わせて43名が参加し、馳浩石川県知事が文部科学大臣時代に誘致に尽力された国立工芸館に始まり、金沢城公園、見城亭での金沢らしい昼食、兼六園、ひがし茶屋街を満喫いたしました。金沢城公園では、広場で記念撮影、ひがし茶屋街では茶屋建築「懐華樓」の見学を楽しみました。

ゴルフトツアーには当会のゴルフ愛好団体のメンバー

2名と日行連より常任理事・総務部員4名の計6名が参加し、能登カントリークラブ(石川県羽咋郡宝達志水町)において熱戦が繰り広げられました。

当日まで天候が心配でしたが、当日は晴天に恵まれ、参加された皆様はとても満足しておられました。観光・ゴルフトツアーの企画立案、チラシ作成、当日の運営に至るまで、多くの会員にご協力を頂きました。この場を借りて、御礼申し上げます。ありがとうございました。



国立工芸館



兼六園散策



金沢城にて記念撮影



ひがし茶屋街散策



見城亭にて食事



ゴルフ

## 全国会長会を終えて

副会長 濱田 隆弘

年の瀬が迫る中で1年を振り返りますと、3年ぶりに行われた全国会長会を無事に終えることができてホッとしています。

3年前に中部地方協議会で全国会長会を行うこととなりまして、石川県へ誘致して当地の素晴らしさを全国の会長の皆様に知っていただきたいと軽い気持ちで私が言い出した事が、全ての始まりでした。

私は、会長会準備会プロジェクトリーダーという大役を仰せつかりました。

1年間の準備期間を集中して遂行することを覚悟してお引き受けいたしましたが、まさか2回にわたり、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため延期になり、準備を進めていたにもかかわらず、2年間にわたり仕切り直しを迫られるとは、夢にも思いませんでした。

会長会を開催するにあたり、クリアすべき様々な課題が立ちはだかりましたが、とりわけ石川県知事、金沢市長、国会議員及び顧問県議会議員などの来賓をご招待する調整は、絶対に避けて通れない最低限の課題でした。

石川県行政書士政治連盟の協力を得て、向井会長と東京・永田町の国會議員会館まで足を運び、石川県選出国會議員事務所をすべて訪問し調整をおこなったこと、また、石川県知事室と金沢市長室にも訪問し、その場で予定を確保していただいたことなど思い起こせば、よく来賓の方々全員の出席を取り付けることができたなど改めて驚きを隠しきれません。

ただ、直前に第二次岸田内閣発足があり、地方創生など8つを兼務する内閣府特命担当大臣に就任された岡田直樹参議院議員、国土交通大臣政務官に就任された西田昭二衆議院議員、財務大臣政務官に就任された宮本周司参議院議員におかれましては、公務のためご本人の出席がかなわなかったことが唯一心残りでございます。まだまだ語りつくせばきりがなく反省点など多々ございますが、紙面の関係上これ以上は書ききれません。

全国の会長や日行連役員、職員など、石川県へお越しになられた方々からは、感謝と労いのお言葉もいただきまして、本当に石川県で開催できたことを誇りに思っております。そして何よりも、石川県行政書士会会員の皆様方のご理解とご協力なしには決して成功することはなかったと確信しております。

この場をお借りしまして、石川県行政書士会会員のすべての皆様に感謝申し上げます。ありがとうございました。



総務・経理部長 谷川 竜一

## 〈職務上請求書の適正な管理及び使用についてのお願い〉

全国において職務上請求書を使用した戸籍謄本等の不正入手事件が時折発生しており、その度に日本行政の誌面上においても処分事例が報告されておりますので会員の皆様もご承知のことと存じます。このような行いは人権侵害に繋がる極めて重大な犯罪行為であり、国民からの信頼に応えることが責務である国家資格者として、断じて許されるものではありません。

会員の皆様におかれましては、職務上請求書を使用される際には改めて以下の点にご留意いただくとともに、職務上請求書の適切な管理及び使用について、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## ○職務上請求の留意点

- ・戸籍謄本等は人権侵害を招きかねない極めて機微な情報を含むものであることを十分に理解した上で取り扱うこと。
- ・不正が疑われる依頼(探偵業者からの依頼など)には応じないこと。
- ・戸籍謄本等の不正取得は犯罪であること。

## ○職務上請求書のよくある記入間違い等

- ・記入されていない箇所がある。(控えにも全ての欄を

## 1. 払出し要領

必要書類等	1. 購入申込書 2. 誓約書 3. 使用済み職務上請求書（本会による確認を受けていないものすべて） 4. 購入費用（1冊1,000円）※郵送申込の方は後日振り込み 5. 追加書類（「2. 追加書類が必要になる場合」参照）
申し込み方法	持参もしくは郵送（郵送の場合、返信用封筒は不要）
申込締切日	毎月15日・末日（必着）
払出しまでの所要期間	使用済み職務上請求書の控えを本会において確認したうえで払出しを行うため、締切日から <b>1週間程度</b> のお時間をいただきます。 ただし、職務上請求書の記載内容に <b>疑義がある</b> 場合、もしくは <b>追加書類の提出がない</b> 場合には、払出しができない場合や払出しまでに1週間以上の日数を要する場合もございます。
払出し方法	郵送（新しい職務上請求書と確認済みの職務上請求書の控えを同封）

## 2. 追加書類が必要になる場合

1	職務上請求書の控えに切り離しがある。（控えが50枚未満）
2	職務上請求書の控えのうち、「利用目的の種別」欄、「提出先又は提出先がない場合の処理」欄のいずれかに未記入の箇所がある。
3	1年間（4/1～3/31。ただし令和4年度のみ 8/31～3/31）に10冊を超えて職務上請求書を使用する。（11冊目の払出し時）
4	1年間（4/1～3/31。ただし令和4年度のみ 8/31～3/31）に20冊を超えて職務上請求書を使用する。（21冊目の払出し時）（40冊等の20の倍数を超える際も同様）
5	1か月間（1日～月末）に2冊を超えて職務上請求書を使用する。（3冊目の払出し時）

上記のいずれかに該当する場合、以下の書類を提出してください。

1の場合：「控え用紙紛失報告書」

2の場合：「利用目的の種別欄等未記入理由書」

3の場合：「理由書」及び「請求に係る業務の内訳書」

4・5の場合：「理由書」及び「事件簿（※）」

（※）事件簿は、基準冊数（年間20冊 or 月間2冊）の範囲に関する部分のみご提出ください。

様式第2号（第22条関係）

行政書士会  
会長

令和 年 月 日

登録（法人）番号：  
支 部：  
氏 名（法人名称）：

「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」

**購 入 申 込 書**

1. 購入部数（いわゆる□に○を付し、必要事項を記入すること）

1冊	2冊	3冊以上	( ) 冊
			備考：所属する社員行政書士の数 ( ) 名

※「3冊以上」は、行政書士法人である会員のみ選択できます。

2. 業務の種類（主たる取扱い業務を明記すること）

3.添付書類（添付するものに○をつけること）

① 誓約書

② 使用済み職務上請求書の控え

<添付しない場合の理由>

- ・初回の購入申込み
- ・紛失 その他（簡潔により詳細な理由を記載すること）

※以下は記入しないでください。

払出し番号	特記事項		
申込書 紛失印	誓約書	控え	払出履歴

様式第3号（第22条関係）

**誓 約 書**

私（達）は、「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書（以下「職務上請求書」という。）」の購入及び使用に際し、以下の事項を誓約します。

1. 在（達）が職務上請求書を取り扱う際の誓約

（1）職務上請求書は、行政書士として職務上必要な請求に限り使用し、これ以外の請求や、身元調査等権利侵害のおそれがある場合は、使用しません。

（2）職務上請求書には、日本行政書士会連合会が定めた記入要領に反した記載（記入要領の定めにたり記載することとされた事項を記載しないことを含む。）は行いません。

（3）職務上請求書には、不実の記載をしません。

（4）控えは2年間保管し、所属単位会等からの提出要請があれば、これに応じます。

（5）廃棄の届出その他の行政書士法第7条の規定により登録が抹消されることとなった場合又は解散の届出その他の行政書士法第13条の1の規定により解散することとなつた場合は、所属単位会に未使用分の職務上請求書を速やかに返却します。

2. 私（達）以外の者による職務上請求書の不正使用を防止するための誓約

（1）職務上請求書は、何にも譲り渡さず、かつ使用者である行政書士に使用させる場合又は使用者として補助者を用いる場合を除き、他人に使用させません。

（2）職務上請求書は、盗難、紛失又は毀損を防止するよう適切に管理し、紛失、盗難時には、速やかに所属単位会に報告するとともに、警察署に届け出ます。

（3）私（達）の使用者である行政書士又は補助者が、私（達）が購入した職務上請求書に關して行った行為については、その責任を負います。

3. 上記1又は2に違背することは、行政書士又は行政書士法人の信用又は品位を害し、行政書士又は行政書士法人となるふさわしくない重大な非行に該当し、処分を受けるに相当するものであることを認識します。

4. 職務上請求書の不適切な取扱いに関して、都道府県知事による懲戒処分又は所属単位会による会則の規定に基づく処分がなされた場合には、以下の措置が取られることについて、何ら異議を申し立てません。

（1）所属単位会に未使用分の「職務上請求書」を速やかに返却し、一定期間新たな購入ができないこと。

（2）日本行政書士会連合会が定める方法により、氏名又は法人名称及び処分内容等が一般公開に対し一定期間公表されること。

日 付	令和 年 月 日	所属単位会
登録（法人）番号		会員番号
( )		
氏名（法人名称）		
( )		

<以下、単位会記入欄>

払出し管理番号	
---------	--

<p align="center"><b>様式第4号(法第23条第1項関係)</b></p> <p align="center">令和 年 月 日</p> <p align="center">行政書士会 会長 殿</p> <p align="center"><b>「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」</b></p> <p align="center"><b>控え用紙紛失報告書</b></p> <p align="center">登録(法人)番号 : 支 部 : 氏 名(法人名称) :</p> <p align="center"><small>廻付</small></p> <p>私(達)は、使用済みの「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」の控え用紙を紛失しましたので、今般の購入申込みにあたり、その請求内容について以下のとおり報告します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">請求 内容</td> <td style="width: 90%;">紛失した控え用紙の払出し番号</td> </tr> <tr> <td></td> <td>諸 求 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>請求の種別</td> </tr> <tr> <td></td> <td>請求に係る者の氏名、本籍又は住所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>本籍・住所 :</td> </tr> <tr> <td></td> <td>利用目的の種別</td> </tr> <tr> <td></td> <td>請求に際し明らかにしなければならない事項</td> </tr> <tr> <td></td> <td>業務の種類:</td> </tr> <tr> <td></td> <td>依頼者の氏名又は名称:</td> </tr> <tr> <td></td> <td>依頼者について該当する事由</td> </tr> <tr> <td></td> <td>□権利行使又は義務履行 □国等に提出 □その他正当な理由 上記に該当する具体的な事由:</td> </tr> <tr> <td></td> <td>戸籍法第10条の2第1項等、住民基本台帳法第12条の3第1項等による義務を遂行するために必要な場合</td> </tr> <tr> <td></td> <td>提出先 又は 提出先がない場合の処理</td> </tr> <tr> <td></td> <td>以上</td> </tr> </table>	請求 内容	紛失した控え用紙の払出し番号		諸 求 日		請求の種別		請求に係る者の氏名、本籍又は住所		本籍・住所 :		利用目的の種別		請求に際し明らかにしなければならない事項		業務の種類:		依頼者の氏名又は名称:		依頼者について該当する事由		□権利行使又は義務履行 □国等に提出 □その他正当な理由 上記に該当する具体的な事由:		戸籍法第10条の2第1項等、住民基本台帳法第12条の3第1項等による義務を遂行するために必要な場合		提出先 又は 提出先がない場合の処理		以上	<p align="center"><b>様式第5号(法第23条第2項関係)</b></p> <p align="center">令和 年 月 日</p> <p align="center">行政書士会 会長 殿</p> <p align="center"><b>「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」</b></p> <p align="center"><b>利用目的の種別欄等未記入理由書</b></p> <p align="center">登録(法人)番号 : 支 部 : 氏 名(法人名称) :</p> <p align="center"><small>廻付</small></p> <p>私(達)は、「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」を使用する際、「利用目的の種別」欄又は「提出先又は提出先がない場合の処理」に記入しませんでしたので、今般の購入申込みにあたり、その未記入箇所の内容及び理由について、以下のとおり報告します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">控え用紙の払出し番号</td> <td style="width: 90%;">氏名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>請求に係る者の氏名、本籍又は住所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>利用目的の種別</td> </tr> <tr> <td></td> <td>請求に際し明らかにしなければならない事項</td> </tr> <tr> <td></td> <td>業務の種類:</td> </tr> <tr> <td></td> <td>依頼者の氏名・名称:</td> </tr> <tr> <td></td> <td>依頼者について該当する事由</td> </tr> <tr> <td></td> <td>□権利行使又は義務履行 □国等に提出 □その他正当な理由 上記に該当する具体的な事由:</td> </tr> <tr> <td></td> <td>提出先 又は 提出先がない場合の処理</td> </tr> <tr> <td></td> <td>記入しなかった理由</td> </tr> <tr> <td></td> <td>以上</td> </tr> </table>	控え用紙の払出し番号	氏名		請求に係る者の氏名、本籍又は住所		利用目的の種別		請求に際し明らかにしなければならない事項		業務の種類:		依頼者の氏名・名称:		依頼者について該当する事由		□権利行使又は義務履行 □国等に提出 □その他正当な理由 上記に該当する具体的な事由:		提出先 又は 提出先がない場合の処理		記入しなかった理由		以上
請求 内容	紛失した控え用紙の払出し番号																																																		
	諸 求 日																																																		
	請求の種別																																																		
	請求に係る者の氏名、本籍又は住所																																																		
	本籍・住所 :																																																		
	利用目的の種別																																																		
	請求に際し明らかにしなければならない事項																																																		
	業務の種類:																																																		
	依頼者の氏名又は名称:																																																		
	依頼者について該当する事由																																																		
	□権利行使又は義務履行 □国等に提出 □その他正当な理由 上記に該当する具体的な事由:																																																		
	戸籍法第10条の2第1項等、住民基本台帳法第12条の3第1項等による義務を遂行するために必要な場合																																																		
	提出先 又は 提出先がない場合の処理																																																		
	以上																																																		
控え用紙の払出し番号	氏名																																																		
	請求に係る者の氏名、本籍又は住所																																																		
	利用目的の種別																																																		
	請求に際し明らかにしなければならない事項																																																		
	業務の種類:																																																		
	依頼者の氏名・名称:																																																		
	依頼者について該当する事由																																																		
	□権利行使又は義務履行 □国等に提出 □その他正当な理由 上記に該当する具体的な事由:																																																		
	提出先 又は 提出先がない場合の処理																																																		
	記入しなかった理由																																																		
	以上																																																		

<p align="center"><b>(様式1)</b> <b>理由書</b> (1年間のうちに職務上請求書の使用枚数が基準枚数を超えた場合)</p> <p align="center">登録番号 第_____号 氏 名 _____</p> <p>1. 基準枚数を超えた理由 (①~③に○を付け、詳細を下段の枠に記入)</p> <p>① 主な取扱い業務が、職務上請求書を頻繁に使用する業務である。 ② 受託した業務が職務上請求書を大量に使用するものであった。 ③ その他</p> <p>具体的な業務の種類、「その他」の内容等</p> <p>2. 基準枚数を超える見込みとなった時期 ① 年度当初より見込んでいた ② _____年____月頃</p> <p>3. 実際に基準枚数を超えた時期 ① 10冊を超えた時期 _____年____月 ② 20冊を超えた時期 _____年____月 ③ 1か月で2冊を超えた時期 _____年____月</p> <p align="center">以上</p>	<p align="center"><b>(様式2)</b> <b>請求に係る業務の内訳書</b></p> <p align="center">登録番号 第_____号 氏 名 _____</p> <p>1. 業務の種類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">使用した業務の種類</td> <td style="width: 90%;">件数(枚数)</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p>2. 依頼者の種別</p> <p>① 個人からの依頼 [件数(枚数)] ② 法人からの依頼 [件数(枚数)]</p> <p>3. 依頼1件あたりの平均的な職務上請求書の使用枚数(枚数) [枚]</p> <p align="center">以上</p>	使用した業務の種類	件数(枚数)																		
使用した業務の種類	件数(枚数)																				

※上記の各種様式は「会員の部屋」で公開しております。

(「会員の部屋」→「資料室」→「総務・経理部」→「各種様式」)

### 〈令和5年8月31日から倫理研修の受講が義務化されます〉

日本行政書士会連合会会則の改正が認可(令和4年8月31日)されたことに伴い、令和5年8月31日から一般倫理研修の受講が義務化されます。一般倫理研修は日行連の中央研修所研修サイトでVODにより配信される予定になっており、全ての個人会員は5年ごとに受講する義務が課されます。また、一般倫理研修の受講が義務化された以降に職務上請求書を購入する際には一般倫理研修を修了したことが確認できる書類等の提出が必須となります。

一般倫理研修を受講するためには日行連中央研修所研修サイトへの登録が必要となるため、まだ登録されていない方はお早めにご登録いただきますようよろしくお願い申し上げます。

#### ●日行連中央研修所研修サイトへの登録方法

①日行連HPの右にあるアイコンから「中央研修所研修サイト—VOD講座はちらー」をクリックする。



②中央研修所研修サイトのログイン画面にある「はじめてのご利用の方」から「ID、パスワード申込」ボタンをクリックする。

■はじめてのご利用の方  
通知したパスワードの期限が切れた方  
下記の「ID、パスワード申込」ボタンをクリックして申込画面へ進み、必要事項を入力して利用申込を行ってください。

※ご利用には 行政書士登録番号 及び 受信可能なメールアドレス が必要です。

**ID、パスワード申込**

(研修に関するお問い合わせはこちら)

③「ID、パスワード申込フォーム」に必要事項を入力し、「ID、パスワード申込」ボタンをクリックする。

**ID、パスワード申込フォーム**

以下の項目を正しく入力して「ID、パスワード申込」ボタンを押してください。  
ご登録いただいたメールアドレスにID、パスワードをお送りします。

登録番号	<input type="text"/>	※ 半角数字で入力してください	
所属行政書士会	<input type="button" value="▼"/>		
氏名カナ	姓: <input type="text"/> 例) カズ <small>※ 半角カタカナで入力してください</small>	名: <input type="text"/> 例) タロウ	
生年月日	1962 <input type="button" value="年"/>	<input type="button" value="月"/>	<input type="button" value="日"/>
メールアドレス	<input type="text"/>		
メールアドレス（確認）	<input type="text"/>		

**ログイン画面へ** **ID、パスワード申込**

（注意）「ID、パスワード発行のお知らせ」メールが届かない場合、迷惑メールとして振り分けられている可能性がございますので、迷惑メールフォルダをご確認ください。また、outlook.jp、outlook.comなど、一部のメールアドレスで受信できない事例がございました。その場合、大変お手数をおかけしますが、Yahoo!メール、Gmailなどのフリーメールアドレスをご利用のうえ、再度お試しください。

④IDとパスワードがメールで届くため、上記②の画面にある「既にID、パスワードをお持ちの方」にIDとパスワードを入力してログインする。

**■既にID、パスワードをお持ちの方**

ユーザーID、パスワードを入力して、ログインボタンをクリックしてください。

**（パスワードを忘れた方はこちら）**

ユーザーID:	<input type="text"/>
パスワード:	<input type="password"/>

**ログイン**

取材者 広報・監察部員 中川 幸雄

390数名が登録されている石川県行政書士会。  
登録されている行政書士事務所には、いろいろな  
「か・た・ち」があり、それの方々にじっくりと、その  
「か・た・ち」について話を聞いてみたい。

行政書士法人PAC  
代表社員 寺田 隆 先生  
(金沢市諸江町中丁171-1 梅信ビル6F)



Q1.お忙しい中、取材を受けてくださりありがとうございます。普段から「会報いしかわ」はご覧になられますか?

A1.はい。なるべく読むようにしています。2004年1月(No.35)以降は全号ファイルに綴じてありますよ(笑)。

Q2.行政書士になられたのはいつですか?

A2.登録日を調べると平成7年2月8日ですね。前回このコーナーに登場された中川大先生と同じ日です。

Q3.さすが前号もチェックされていますね(笑)。それでは主な業務はなんでしょうか?

A3.建設業務、産廃業務が2本柱です。年によりますが、建設5割、産廃4割、ほかに在留資格や相続で1割くらいですかね。関与先は、建設が約100社、産廃が約30社です。産廃については収集運搬業だけでなく、中間処理業の関与先が5施設ほどあるのがうちの特徴ですね。

Q4.石川県行政書士会ではどのような活動をされていますか?

A4.かつては本会の選挙管理委員長、総務部長、理事、金沢支部では支部長などをしていました。現在は本会の建設・産廃等業務研究会代表世話人と監事を務めています。

Q5.なぜ事務所を開こうと思われたのですか?

A5.「一国一城の主」になりかったからです。

Q6.開業当初はどのような苦労がありましたか?

A6.それまで勤めていた会計事務所の看板がなくなつて最初はだれも話を聞いてくれませんでした。それでも会計事務所時代のご縁で建設会社20社ほどの顧客を抱えてのスタートだったので、ゼロスタートの方よりは楽だったと思います。

Q7.事業拡大の秘訣はなんですか?

A7.人脈、出会いを大切に。これしかないと思います。「行政書士だからこうあるべき」というより、「たまたま行政書士の自分に何かできるか」という意識で目の前の人を大切にしてきました。

Q8.これまで多くの業務を行ってきた中で、やりがいのあった仕事はありますか?

A8.かっこよく言えばすべてです。嫌々な仕事は1つもありません。結果が伴えば気持ちが良い。許可が出たとき、顧客から感謝されたときにやりがいを感じます。それが難しい許可であればあるほどです。

Q9.最大のピンチは?

A9.2008年のリーマンショックの頃は顧客がたくさん潰れ大変でしたね。

Q10.言える範囲で構いませんが、失敗したと思うことはありますか?

A10.失敗は数限りなくあります。相続関係については、もっと良い提案があったんじゃないかという案件を何個か思いつきますが、スポット業務なので取り返せない。後悔したくないので最善の提案ができるように日々努力しています。

Q11.先ほど事務所の特徴として産廃の中間処理関連業務を挙げられましたが、取扱うきっかけは何だったんですか?

A11.平成11年に能登島の砕石業者から新規許可申請の依頼があったのが最初です。行政書士が関与して中間処理の許可を取得したのは石川県で初だったんですよ。

Q12.県内初とはすごいですね!

A12.とにかく調べに調べて、許可を取るのに約2年かかったかな。実は特定技能1号の申請も、うちの事務所が県内初なんですよ。

**Q13. そうなんですね！常に新しいことをやってやろうという気持ちをお持ちなんですか？**

A13. そういう気持ちは全くありません。ただ顧客に頼み込まれた結果、やってみたら県内初だったということです。

**Q14.建設業務や産廃業務の魅力はなんですか？**

A14. 魅力は安定収入があることです。建設業は毎年決算変更届が必要ですし、建設業・産廃業ともに5年に1度の更新があります。その他変更届など、関与しているだけで何かしらの仕事が出てきます。

**Q15.逆に課題はなんでしょうか？**

A15. 建設業務の課題は、顧客が儲からなくなってしまっており建設業への新規参入も減っている。その結果、行政書士としては報酬額が下がり、新規顧客獲得の機会も減っています。一方、産廃業務については、高度成長期に造られたインフラなどが耐用年数の問題で廃棄物になる時期であるため、当分減らないと思います。

**Q16.中間処理関連業務の魅力や課題はありますか？**

A16. ハードルこそ高いが定期的に高い収入が見込めることは魅力的ですね。課題は、新規申請において本人申請を前提としてコンサルティング会社が幅を利かせていることです。

**Q17.中間処理業でコンサルティング会社が活用されている状況をどう捉えていますか？**

A17. 行政書士の関与が少ないので残念ですが、知識・ノウハウをもつ行政書士が少ない。これに対してコンサルティング会社はもっている情報量が違うため、現状を変えることは難しいです。少なくとも許可後については行政書士が関与する体制を取っていかなければいいのですが。

**Q18.建設・産廃等業務研究会の代表世話ををして何かメッセージはありますか？**

A18. 安ければ仕事が来るというのは本質的には間違いないだと思います。エキスパートたる行政書士が増えてほしいと思っています。

**Q19.一昨年、事務所を法人化されていますが、どういった理由があったのですか？**

A19. 短期的にはインボイス制度や税金の問題を考えた結果です。しかし、より本質的には法人ならば継続性があって顧客に安心感を与えることが大きかったです。これに加えて、建設業関連業務は幅広い知識が必要とされ1人で対応するのは難しい。法人化することで、複数人で対応できる事務所であることを明確にしました。

**Q20.事務所の特徴はなんですか？**

A20. 会計事務所出身なこともあります。5つの会計事務所と懇意にしています。建設業の新規顧客の紹介を毎年7,8件いただいているます。

**Q21.事務所の仲間についてはいかがですか？**

A21. チームワークが良いですね。これを活かし、知識やノウハウを共有することはもちろん、1つの顧客に誰でも臨機応変に対応できるようにしています。

**Q22.ご子息の圭佑先生に望むことはありますか？**

A22. 行政書士に合格して安心はしましたが、好きなようにすればいい。僕が生きている間は事務所を潰さないでくれればいい。あとは好きにやってくれればいいです(笑)。

**Q23.今後の目標などはありますか？**

A23. 建設業界の人手不足に呼応して外国人が増える見込みであるため、在留関係の業務を拡大していくたいですね。既存業務は他の行政書士2人に任せて、まずは自分が在留関係の業務をしていく予定です。あとは1つ1つのご縁を大事に、既存の顧問先のフォローをしっかりと行い、現状維持ができればいいかな(笑)。

**Q24.行政書士法人PACに足りないものは？**

A24. 駐車場やね(笑)。自然体でやっていければ。

**Q25.石川県行政書士会に望むことはありますか？**

A25. コロナが収まりつつあるので懇親会をもっと開いてください(笑)。顔と顔を合わせないと分からぬことが多いいっぱいあると思うけどね。

他には、開業間もない行政書士が食べていける制度があれば。たとえば、滋賀県の外国人受入センターは行政書士が常駐しています。石川県でもそうなればいいですね。また仕事を覚えるためのインターン制度などがあればいいと思いますね。

寺田先生ありがとうございました。



# 令和4年の「石川県外国人材受入サポートセンター」の活動を振り返って

石川県外国人材受入サポートセンター長 菅原 純平

石川県外国人材受入サポートセンター(以下「当サポートセンター」)は令和元年7月に石川県内の企業が外国人材を円滑に受け入れかつ適正に雇用するため必要な情報提供を行う目的で石川県行政書士会内に設立されました。これまで、外国人材雇用企業等からの電話相談、高等教育機関・行政機関・経済団体等への講師派遣等を通して県内の外国人雇用促進をサポートしてきました。令和4年中はこれらの事業に加え、ウクライナ避難民の皆さんとの市役所・入管手続きのサポートなども行いました。

当サポートセンターの中心事業であるセミナー等への講師派遣については令和4年中下記の通り6回実施し様々なテーマで情報提供を行いました。

開催日:令和4年1月24日(月)

テーマ:「実例で学ぶ!外国人留学生を中心とした外国人材活用セミナー」

形態:講師派遣/共催

主催:石川県、いしかわ就職・定住総合サポートセンター、石川県行政書士会

対象:県内企業

内容:県内企業が留学生を採用するときの手続き等の流れ、知っておくべき在留資格の許可要件、外国人材に活躍してもらうための工夫、県内企業の具体的な事例などを伝えました。留学生を採用する意義や効果についてもお伝えしました。県内の企業14社が参加されました。

開催日:令和4年5月9日(月)

テーマ:「日本企業理解Ⅱ知っておくべき就労基礎知識～就労ビザ」

形態:講師派遣

主催:金沢大学

対象:金沢大学の留学生

内容:外国人留学生の皆さんのが卒業後日本で就職する際に必要となる在留資格変更の

手続きについて、準備のポイントなどについてお話ししました。たくさんある在留資格のうちどれを選択すればよいのか、万が一就職が決まらないまま卒業した場合どのように対応すればいいのかなどについてお話ししました。

開催日:令和4年10月11日(火)

テーマ:「実例で学ぶ!製造業での外国人材活用セミナー」

形態:講師派遣

主催:石川県、いしかわ就職・定住総合サポートセンター

対象:県内企業

内容:県内の特に製造業の企業が外国人を採用するときの手続き等の流れ、知っておくべき在留資格の種類と許可要件、外国人材に活躍してもらうための工夫、県内企業の具体的な事例などを伝えました。県内の企業22社が参加されました。

開催日:令和4年10月29日(土)

テーマ:「外国人コミュニティリーダー研修「みんなが暮らしやすい白山市を考えよう!」」  
第4回:行政書士に相談できること

形態:講師派遣

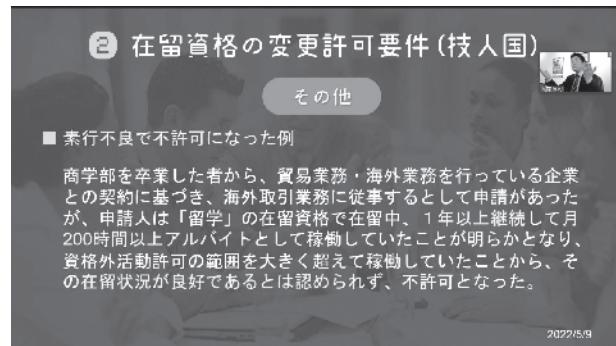
主催:公益財団法人石川県国際交流協会

対象:白山市在住の外国人住民

内容:外国人住民の皆さんのが直面する相続や在留資格の手続きについてお話ししました。遺言書の重要性、配偶者が亡くなった後の遺産分割の方法、離婚や死別後の在留資格変更の方法など具体的な場面を設定し対応方法をお伝えしました。

開催日：令和4年11月1日(火)  
テーマ：「高度専門職セミナー～知っておくべき在留資格の基礎知識」  
形態：講師派遣  
主催：石川県留学生交流会館  
対象：留学生交流会館で生活する留学生  
内容：金沢大学は、スーパーグローバル大学創成支援採択校となっているため、在留資格「高度専門職」を取得する際にボーナスポイントが加算されます。そのため就職時にこの在留資格を取得するためのポイント計算法などについて解説しました。15名ほどの留学生が参加し、参加者から20以上の質問が飛び出し、日本での就労意欲の高さがうかがえました。

かりやすく説明する機会を設けています。当サポートセンターの活動を通して県内に適正な外国人雇用が広がり、県内で就職したいと願う外国人労働者が増加する一助になればと考えております。



5月9日の金沢大学留学生向けの講義の様子  
(オンラインで実施)

開催日：令和4年11月19日(土)  
テーマ：外国人コミュニティリーダー研修「外国人住民にとって必要な支援を考えよう」  
第3回：行政書士にどんなことが相談できますか？  
形態：講師派遣  
主催：公益財団法人石川県国際交流協会  
対象：羽咋市、宝達志水町在住の外国人住民  
内容：外国人住民の皆さんのが直面する相続や在留資格の手続きについてお話ししました。遺言書の重要性、配偶者が亡くなった後の遺産分割の方法、離婚や死別後の在留資格変更の方法など具体的な場面を設定し対応方法をお伝えしました。



11月1日の石川県留学生交流会館での  
「高度専門職セミナーの様子」

令和5年も外国人雇用に関する情報発信を強化していく予定です。令和5年2月には小松商工会議所よりご依頼をいただき「アフターコロナの外国人採用戦略(仮)」というタイトルでセミナーをさせていただく予定です。そのほかにも金沢大学、石川県、県内各市町村等とも連携しながらますます複雑になる外国人雇用をわ

# コスモス石川 活動報告



副支部長 寺分 努

コスモス石川の定時総会および研修会が令和4年9月22日(木)に開催されました。当時はコロナ感染拡大の影響が続いており、介護・医療関係者等との接触が何かと多いコスモス会員の方々には事前に議案書をお送りし、書面決議の形式を採用しました。総会当日は支部長・副支部長・部長等の役員が地場産業振興センター本館第3研修室に集合し、会議の模様をオンラインにて配信しました。また、本会から向井会長を来賓としてお招きし、コスモスの活動を引き続きサポートしていただけるとの有り難いご挨拶を頂戴いたしました。総会の議案につきましては、第1号から第4号議案まで全て異議なく可決承認されました。

定時総会に先立って開催された研修会も、同様に研修会の模様をオンラインにて配信する形式で開催しました。講師を務められた宮田会員と大倉会員から事例発表がありました。それぞれ異なる形のいわゆる困難事例でしたが、成年後見人の「職責とは何か?」を深く考えさせられる研修会となりました…。

この会報が発行される頃は入会前研修の修了の時期ということで、新たなコスモス会員の皆様が誕生することと思いますが、新入会員の皆様には、是非とも“今”入会した時の気持ちを忘れずに保ち続けていただきたいと願っております。

また、今後とも、コスモス石川の活動に御理解・御協力の程、よろしくお願い申し上げます。



一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター  
岡 清二 副理事長

広報・相談部 宮田 貢

令和4年12月2日(金) 石川県地場産業振興センター本館研修室にて、コスモス石川・倫理研修を26名の参加で行われた。当支部では、国家資格を有する専門職団体として、改めて後見等業務の性質や注意点を確認し、職業倫理について再認識する機会として本研修会が開催された。内容は、後見人解任事案の概要、後見等業務と職業倫理(講師:一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター 岡清二 副理事長)、業務報告の重要性、専門職団体として、質疑応答などであった。

後見業務においての業務報告の目的は、不適切な事務や間違った判断をした場合でも後に検証を受けることにより、被後見人の被害を少なくできたり、事務の指導・是正ができるたりする。そのため専門職として普段から適正な事務の内容を作成する重要性は高いといえる。岡清二氏の職業倫理の講話から、成年後見人が活動する際の倫理観については、一般人はもとより行政書士よりも高いものを持つ必要がある部分が印象深かった。さらに悪魔のささやきを断ち切るために、人を裏切ることがないか確認しながら行動をしていると仰っていた。日常において過度なストレスにより、正常な判断を押し下げてしまわないことを普段から気を付ける必要もある。今回の研修は成年後見人の業務の役割と責任が大きいため、心構えを再度学ぶ内容であった。



会場の様子



## 会員のコーナー

### 「暗躍するスパイの世界」

金沢支部 **的場 晴次**

私はスパイと聞くとイギリス映画007を想像します。あれは映画の世界であり面白くてすべて見ましたが、現実となるともっと厳しくしかもスリル溢れた世界のようです。

今、私が読んでいます「KGBの男」(中央公論新社)はノンフィクションの作品で、1985年に当時のソ連スパイからイギリス情報機関MI6に引き抜かれ二重スパイを演じた人物の物語です。

二重スパイとなった動機は、ソ連のスパイとしてイギリスに派遣されロンドンで西欧文明に初めて触れ、ロンドンの市民の自由で華やかな生活に憧れを抱いたことが動機の一つとなっています。私もまだ全編を

読み切っていませんので、後半の母国を裏切る罪悪感と自由で華やかな生活に憧れる心の葛藤、ソ連脱出を手助けするイギリス情報機関の活躍等スリルを楽しみながら読んでいきます。



### 「皆既月食」

輪島支部 **唐澤 正**

令和4年11月8日に皆既月食があり、同時に天王星が皆既月食中の月の裏側を通過する惑星食が日本では442年ぶりに見られました。

写真は月食が終わり始めたころの月ですが、皆既月食から明るくなり始めるときに太陽の青い光が白い光よりも先に地球のオゾン層で屈折して月面に届くため、赤色と白色の間に青色の帯が現れる「ターコイズフリンジ」という現象が見られます。

また、月の右上の方に月の裏側を通過したあと天王星が写っています。



## 新しい8人の仲間紹介



■金沢支部  
■令和4年7月15日入会  
■事務所所在地 野々市市住吉町26番22号  
TEL.076-294-6410

### 金谷 華 (かまたに かおり)

この度、新規に登録させていただきました、金谷華です。税理士業との兼業になりますので、この先研鑽を積んで、行政書士業、税理士業ともに関連した分野で少しだけ仕事の幅を広げて行けたらと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。



■金沢支部  
■令和4年8月15日入会  
■事務所所在地 金沢市小立野5丁目5番15号  
TEL.076-261-2387

### 飯田 淳雄 (いいだ あつお)

令和4年8月に行政書士登録をさせていただいた、飯田淳雄と申します。

前職は公務員で、検察事務官をしておりました。

まずは、行政書士会主催の各種研修の受講等により、行政書士として必要な知識等の習得に努めたいと思っております。

今後とも、よろしくお願ひいたします。



■金沢支部  
■令和4年9月1日入会  
■事務所所在地 金沢市新神田4丁目4番13号  
TEL.076-291-8241

### 宮嶋 雅行 (みやじま まさゆき)

令和4年9月に行政書士登録いたしました宮嶋雅行と申します。他者貢献を至上の喜びとするのが私の信条でございます。他を益するような行政書士になれるよう邁進してまいりますので、皆様のご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひいたします。



■金沢支部  
■令和4年9月15日入会  
■事務所所在地 金沢市上荒屋5丁目209番地  
TEL.076-240-4359

### 的場 弘明 (まとば ひろあき)

長く迷いましたが、還暦を機に新たな道を歩ませていただくことといたしました。

経験もなく厚かましいのですが、業務を通して人のお役にたてればと考えております。

趣味は大型バイクに乗ることです。最近は乗ろうと引っ張り出しています、洗車して、又片付ける日々を送っております。



■金沢支部  
■令和4年10月15日入会  
■事務所所在地 金沢市新保本三丁目55番地4  
TEL.076-209-2343

### 中嶋 武司 (なかしま たけし)

この度、晴れて行政書士名簿への登録を受けました。試験に合格してから15年以上が経過しておりますので、生まれてから中学校を卒業するまでの期間の悲願が実現したことになります。行政書士会のお客様に終始することがないように、ひとつ頑張ってみます。会員の皆様のご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひ申し上げます。



■金沢支部  
■令和4年11月1日入会  
■事務所所在地 金沢市彦三町1-2-1  
アソルティ金沢彦三1F  
TEL.076-293-1815

### 篠岡 隆史 (しのおか たかふみ)

令和4年11月に行政書士開業登録をいたしました、篠岡隆史と申します。

業界未経験にはなりますが、新しいことを始めるならなるべく早いほうがいいと思い立ち開業に踏み切りました。

フットワークの軽さを武器にお客様のご満足に沿う仕事を行えるよう日々奮闘していきたいと考えております。

今後ともよろしくお願ひ申し上げます。



■金沢支部  
■令和4年11月15日入会  
■事務所所在地 金沢市疋田一丁目33番地  
TEL.076-252-6195

### 上島 英樹 (うえしま ひでき)

12月に入会させていただきました上島です。よろしくお願ひいたします。

現在は、税理士法人で税理士をしていますが、お客様のニーズを追求し様々なケースで行政書士業務を携わっていきたいと思っています。趣味は上手といえませんがゴルフです。諸先輩方と一緒にプレーできるのを楽しみにしています。合わせてご指導・ご鞭撻の程宜しくお願ひ致します。



■金沢支部  
■令和4年11月15日入会  
■事務所所在地 金沢市粟崎町二丁目314番地1  
TEL.076-237-3466

### 松田 等 (まつだ ひとし)

この度、石川県行政書士会に入会させて頂きました松田です。行政書士の業務はとても間口が広いのが魅力だと思いますが、自分が出来る得意分野を見つけ、倫理綱領の精神を忘れず、努力してまいりたいと思います。今後ともよろしくお願ひ致します。

# 会員の動き

## 【新規登録事項】 8名

登録年月日	所属支部	氏名	事務所所在地	電話番号
R4. 7.15	金沢	釜谷 華	野々市市住吉町26番22号	076-294-6410
R4. 8.15	金沢	飯田 淳雄	金沢市小立野5丁目5番15号	076-261-2387
R4. 9. 1	金沢	宮嶋 雅行	金沢市新神田4丁目4番13号	076-291-8241
R4. 9.15	金沢	的場 弘明	金沢市上荒屋5丁目209番地	076-240-4359
R4.10.15	金沢	中嶋 武司	金沢市新保本三丁目55番地4	076-209-2343
R4.11. 1	金沢	篠岡 隆史	金沢市彦三町1-2-1アソルティ金沢彦三1F	076-293-1815
R4.11.15	金沢	上島 英樹	金沢市疋田一丁目33番地	076-252-6195
R4.11.15	金沢	松田 等	金沢市粟崎町二丁目314番地1	076-237-3466

## 【事務所所在地変更】 4名

受理年月日	所属支部	氏名	新事務所所在地	電話番号
R4. 8.15	金沢	丸田 美智雄	金沢市千日町8番18号	076-242-5541
R4. 9. 1	金沢	片山 義宏	金沢市窪1丁目164番地	076-244-8988
R4. 9.15	金沢	鈴木 浩史	金沢市増泉2丁目8番38号	076-220-7484
R4.11.15	金沢	扇 謙介	金沢市示野町南52番地 AKビル2F	076-256-3844

## 【退会者】 7名

受理年月日	所属支部	氏名	退会理由
R4. 8.31	金沢	西尾 賢吾	廃業
R4. 9.22	金沢	舟木 弘	廃業
R4. 9.30	小松	大中 久子	廃業
R4.10.13	金沢	石田 敏治	廃業
R4.11. 4	加賀	山下 章雄	ご逝去
R4.12. 1	小松	太田 征義	ご逝去
R4.12.23	小松	若本 伸一	廃業

※山下章雄様（加賀） 太田征義様（小松）の  
ご冥福をお祈り申し上げます。

## 会費の納入について（お願い）

日頃、会の運営につきましては格別のご支援ご協力を賜り、  
厚く御礼申し上げます。さて、令和4年度分会費未納の方にご請求申し上げます。

何かとご多忙のことと存じますが、下記へ至急納入賜りたく  
よろしくお願ひ申し上げます。なお、併せて当会政治連盟会費  
の未納の方も下記へ納入お願い申し上げます。

### 記

1. 石川県行政書士会  
令和4年度会費 金 72,000 円  
納入方法 払込取扱票により納入下さい  
お振込先 石川県庁内郵便局  
口座番号 00750-6-55558  
口座名義 石川県行政書士会

2. 日本行政書士政治連盟  
令和4年度会費 金 5,400 円  
納入方法 払込取扱票により納入下さい  
お振込先 石川県庁内郵便局  
口座番号 0072-1-74073  
口座名義 日本行政書士政治連盟石川県支部

# 会務日誌

事務局からのお知らせ

8月 1日(月)	月例無料相談会（小松市）	小松市役所	1名
8月 2日(火)	職務上請求書確認作業	本会会議室	3名
8月 4日(木)	経理審査	本会会議室	2名
8月 5日(金)	新規登録希望者面談 1名	本会会議室	1名
8月10日(水)	第2回中地協理事会	郡上八幡 ホテル積翠園	1名
8月10日(水)	中地協担当者会議	郡上八幡 ホテル積翠園	5名
8月12日(金)	新入会員研修会グループ会議	各事務所 (Zoom)	3名
8月16日(火)	第2回広報・監察部メディア・広報間G会議	各事務所 (Zoom)	4名
8月17日(水)	第2回広報・監察部 広報G会議	各事務所 (Zoom)	4名
8月17日(水)	新規登録希望者面談 1名	本会会議室	1名
8月18日(木)	月例無料相談会（金沢市）	金沢市役所	2名
8月22日(月)	北陸財務局理財課来局対応	本会会議室	2名
8月22日(月)	第2回新入会員研修会	金沢市ものづくり会館	3名
8月23日(火)	月例無料相談会（内灘町）	内灘町役場	1名
8月24日(水)	紐野義昭令和4年県政報告会	金沢東急ホテル	3名
8月24日(水)	成年後見制度に関する月例無料電話相談	担当会員事務所	1名
8月25日(木)	国際業務研究会	各事務所 (Zoom)	11名
8月26日(金)	月例無料相談会（野々市市）	野々市市役所	1名
9月 1日(木)	石川県総務課・デジタル推進課との打合せ	石川県総務課	3名
9月 4日(日)	福祉のつどい金沢2022	松ヶ枝福祉館	5名
9月 5日(月)	日行連全国会長会準備会	本会会議室	5名
9月 6日(火)	職務上請求書確認作業	本会会議室	3名
9月 7日(水)	マイナンバーカード代理申請手続事業に関する説明会	Zoom配信	1名
9月 8日(木)	第3回支部長会	本会会議室	6名
9月 9日(金)	第4回部長会	各事務所 (Zoom)	10名
9月11日(日)	「馳浩連合後援会」総会	ホテル日航金沢	2名
9月12日(月)	第1回行政書士試験実施対策委員会	本会会議室	7名
9月13日(火)	新規登録者登録伝達式・新規登録者職務上請求書研修 1名	本会会議室	3名
9月13日(火)	月例無料相談会（白山市）	白山市役所	1名
9月14日(水)	令和4年度日行連会長会前日懇親会	辻家庭園	20名
9月15日(木)	月例無料相談会（金沢市）	金沢市役所	2名
9月15日(木)	令和4年度日行連会長会	ホテル日航金沢	7名
9月16日(金)	令和4年度日行連会長会 観光・ゴルフ	金沢市内・能登カントリークラブ	8名
9月20日(火)	月例無料相談会（内灘町）	内灘町役場	1名
9月20日(火)	新規登録希望者面談 1名	本会会議室	1名
9月20日(火)	ホテル日航金沢会長会担当者来局対応	本会会議室	2名
9月21日(水)	第3回新入会員研修会	金沢市ものづくり会館	1名
9月21日(水)	農地国土開発研究会	各事務所 (Zoom)	3名
9月22日(木)	中小企業支援業務研究会	各事務所 (Zoom)	10名
9月22日(木)	月例無料相談会（野々市市）	野々市市役所	1名
9月22日(木)	外国人の為の無料相談会	国際交流協会	1名
9月22日(木)	一般社団法人コスマス成年後見サポートセンター石川県支部令和4年度定期総会来賓出席	地場産 第3研修室	1名
9月25日(日)	第63回石川県総合防災訓練	川北小学校	5名
9月27日(火)	経審業務研修会	Zoom配信	5名
9月28日(水)	新規登録者登録伝達式・新規登録者職務上請求書研修 1名	本会会議室	3名
9月28日(水)	成年後見制度に関する月例無料電話相談	担当会員事務所	1名
9月28日(水)	法教育ミーティング	本会会議室	8名
9月29日(木)	報道機関表敬訪問	各報道機関	4名
9月29日(木)	新規登録希望者面談 1名	本会会議室	1名

9月30日(金)~10月2日(日)	広報月間無料電話相談会	本会議室	17名
10月 3日(月)	一日行政相談所（総務省石川行政評価事務所）	内灘町役場	1名
10月 3日(月)	日行連会長会総括会議	本会議室	7名
10月 4日(火)	職務上請求書確認作業	本会議室	2名
10月 4日(火)	経理審査	本会議室	2名
10月 5日(水)	新規登録希望者面談 1名	本会議室	1名
10月 6日(木)	一日行政相談所（総務省石川行政評価事務所）	根上総合文化会館	1名
10月 6日(木)	第2回新入会員研修会グループ会議	各事務所（Zoom）	3名
10月 7日(金)	政治連盟研修会	地場産	5名
10月 8日(土)	いしかわ介護フェスタ	石川県産業展示館3号館	5名
10月 8日(土)	第1回特定行政書士研修・考查実施対策特別委員会	本会議室	3名
10月12日(水)	一日行政相談所	白山市福祉ふれあいセンター	1名
10月15日(土)	第21回「土業団体よろず無料相談会」	片町きらら 1階特設会場	4名
10月16日(日)	特定行政書士法定研修考查	本会議室	受験者2名
10月17日(月)	地域ネットワーク会議	各事務所（Zoom）	1名
10月18日(火)	一日行政相談所（総務省石川行政評価事務所）	金沢駅西合同庁舎	1名
10月18日(火)	新規登録希望者面談 1名	本会議室	1名
10月18日(火)	月例無料相談会（内灘町）	内灘町役場	1名
10月18日(火)	日行連 職務上請求書管理マニュアルに関する説明会	Zoom配信	1名
10月18日(火)	監察活動 川北町農業委員会事務局訪問	川北町農業委員会事務局	2名
10月19日(水)	監察活動 能美市農業委員会事務局訪問	能美市農業委員会事務局	2名
10月19日(水)	第3回総務・経理部会	各事務所（Zoom）	9名
10月19日(水)	「車検証の交付に係る事務の委託制度」に関する業務習熟に向けた説明会	Zoom配信	3名
10月20日(木)	月例無料相談会（金沢市）	金沢市役所	2名
10月20日(木)	月例無料相談会（かほく市）	ほのぼの健康館	1名
10月20日(木)	第3回業務部会	各事務所（Zoom）	9名
10月20日(木)	金沢市市民課来局対応	本会議室	2名
10月20日(木)	令和4年度OSS実務者説明会の開催について	Zoom配信	1名
10月21日(金)	監察活動 小松市農業委員会事務局訪問	小松市農業委員会事務局	2名
10月21日(金)	第3回中地協理事会	ひだホテルプラザ	1名
10月21日(金)	日行連と中地協各単位会との連絡会	ひだホテルプラザ	4名
10月24日(月)	新規登録者登録伝達式・新規登録者職務上請求書研修 1名	本会議室	3名
10月25日(火)	第2回社会貢献事業部会	各事務所（Zoom）	11名
10月26日(水)	第3回ICT特別委員会	各事務所（Zoom）	2名
10月27日(木)	月例無料相談会（津幡町）	文化会館シグナス	1名
10月27日(木)	外国人の為の無料相談会	国際交流協会	1名
10月27日(木)	国際業務研究会	各事務所（Zoom）	7名
10月28日(金)	月例無料相談会（野々市市）	野々市市役所	1名
10月31日(月)	第4回新入会員研修会	金沢市ものづくり会館	運営3名
11月 1日(火)	軽自動車OSS（新規検査）の申請手続き等に関する説明会	Zoom配信	1名
11月 1日(火)	職務上請求書確認作業	本会議室	1名
11月 1日(火)	石川県国際交流協会 外国人向けセミナー講師派遣	石川県国際交流協会研修室	1名
11月 2日(水)	第2回行政書士試験実施対策委員会	本会議室	7名
11月 4日(金)	外国人の為の無料相談会	国際交流協会	1名
11月 4日(金)	監察活動 かほく市農業委員会事務所訪問	かほく市農業委員会事務局	2名
11月 4日(金)	職務上請求書確認作業	本会議室	1名
11月 7日(月)	職務上請求書の取扱いに関する研修会	金沢市ものづくり会館	運営6名
11月 8日(火)	第5回新入会員研修会	金沢市ものづくり会館	運営3名
11月 8日(火)	新規登録者登録伝達式・新規登録者職務上請求書研修 1名	本会議室	3名

11月10日(木)	建設産廃業務研究会	本会会議室	3名
11月11日(金)	第5回部長会	各事務所 (Zoom)	8名
11月15日(火)	月例無料相談会（内灘町）	内灘町役場	1名
11月16日(水)	第4回支部長会	本会会議室	4名
11月17日(木)	月例無料相談会（かほく市）	ほのぼの健康館	1名
11月17日(木)	月例無料相談会（金沢市）	金沢市役所	2名
11月17日(木)	中小企業支援業務研究会	各事務所 (Zoom)	11名
11月18日(金)	月例無料相談会（野々市市）	野々市市役所	1名
11月18日(金)	農地法関係業務担当者会議	各事務所 (Zoom)	1名
11月20日(日)	自民党金沢支部政経セミナー	ホテル日航金沢	4名
11月21日(月)	第5回部長会（前回の続き）	各事務所 (Zoom)	6名
11月21日(月)	新規丁種封印会員の研修及び考查	本会会議室	2名
11月22日(火)	建設業に関する業務研修会	金沢市ものづくり会館	5名
11月23日(水)	農地国土開発研究会	各事務所 (Zoom)	4名
11月26日(土)	第3回理事会	地場産 第7研修室	23名
11月28日(月)	新規登録者登録伝達式・新規登録者職務上請求書研修 2名	本会会議室	3名
11月28日(月)	第5回新入会員研修会	金沢市ものづくり会館	3名
12月 1日(木)	中地協 自動車保有関係手続きのOSS並びに車検証の電子化及び車検証交付に係る事務の委託制度に関する研修会	Zoom配信	1名
12月 1日(木)	日本AGとの打合せ	各事務所 (Zoom)	1名
12月 5日(月)	中地協 各単位会の担当者会議	じゅうろくプラザ	4名
12月 6日(火)	職務上請求書確認作業	本会会議室	3名
12月 9日(金)	会員のための業務及び事務所経営相談	会員事務所	1名
12月12日(月)	中央研修所全国担当者会議	各事務所 (Zoom)	1名
12月13日(火)	月例無料相談会（白山市）	白山市役所	1名
12月15日(木)	月例無料相談会（金沢市）	金沢市役所	2名
12月15日(木)	月例無料相談会（かほく市）	ほのぼの健康館	1名
12月17日(土)	キャリア教育プログラム授業	星稜高等学校	4名
12月19日(月)	自動車業務研修会	Zoom配信	運営5名
12月19日(月)	新規登録希望者面談 1名	本会会議室	1名
12月20日(火)	月例無料相談会（内灘町）	内灘町役場	1名
12月20日(火)	日行連国際・企業経営業務部国際部門と各地協国際業務担当者との意見交換会	各事務所 (Zoom)	1名
12月20日(火)	新入会員研修会	金沢市ものづくり会館	運営3名
12月21日(水)	日行連マイナンバーカード代理申請事業管理責任者向け説明会	Zoom配信	1名
12月22日(木)	国際業務研究会	各事務所 (Zoom)	11名
12月22日(木)	北陸電力送配電株式会社来局対応	本会会議室	3名
12月23日(金)	月例無料相談会（野々市市）	野々市市役所	1名
12月23日(金)	第2回官民業務受託調査特別委員会	各事務所 (Zoom)	5名

### 会報グループリーダー 壁 真利子

このメンバーで最後の会報いしかわです。みなさん2年間ありがとうございました。会報リーダーとしてやれたのはみなさんの力添えのおかげでしかありません！！！！！ありがとうございます！

### 西海 雅規

このメンバーで二年間の活動を行えたことを誇りに思います。広報監察部では、農業委員会への訪問や、非行政書士活動への取り締まりとしてサイバー対策を行いました。業務部では、研修会の運営を通じて久しぶりに皆様のお顔を拝見することができ、とても励みになりました。関わっていただいた皆様、長い間ありがとうございました。

### 橋 泰至

歴史の浅い私にとって、会報は、行政書士の業務・活動を知る貴重な機会になっています。ご執筆頂いた先生方、ありがとうございました。

### 田中 傑

今回も読み応えがある、貴重な内容となっております。取材協力等して頂いた会員様においては、感謝しかありません。

### 出見世 雅之

金沢支部のドローン研修記事の作成ご担当者の方から、金沢支部広報部長の私に「研修中の動画は無いか？」という問い合わせが…。なんでも記事に、その動画が観られるWEBサイトへ誘導するQRコードを掲載したいらしい…時代だな。写真は撮ったが、動画は撮っていないと言つて許してもらった…。力不足を自己嫌悪。ドローンだけにドロンしたい。（←寒い…。さらに自己嫌悪。）

### 広報・監察部長 寺分 努

この会報が部長として発行する最後の会報です。部員の皆様には、2年間大変お世話になりました。心から感謝いたします。ちなみに会報発行日2月10日の誕生花は「沈丁花」で、その花言葉は「栄光」「不滅」「永遠」だそうです。並べ替えただけで歴史的な名言になりそうですネ♪ 皆様、本当にありがとうございました！

### 中川 幸雄

マスクや遮蔽板でコミュニケーションが難しい情勢の中、精一杯情報発信を続けました。

「表情が分かりづらいからより笑顔で」

「声が聞こえづらいから大きな声で」

会報いしかわもオンライン打合せやQRコードによる動画の掲載など、時代の変化に合わせて進化しています！

困難もありましたが、このメンバーで歴史ある会報誌の制作に携われたことをとても嬉しく思います。2年間ありがとうございました！

### 能田 真由美

今回も充実した記事が盛り沢山となっています。取材に応じていた会員の皆様、記事をご提供いただいた会員の皆様のおかげです。

『会報いしかわ』に、2年間携わさせていただき、ありがとうございました。

### 副会長 濱田 隆弘

世の中も行政書士業務もアナログからデジタルへとシフトし始めております。こんな過渡期だからこそ、一見して矛盾する「動く紙面」を意識して編集いたしました。見た目は二次元（紙）ですが、QRコードにスマートフォンのカメラをかざすと瞬間に三次元（動画）の世界へ皆様をいざないます。もうしばらくは「動く紙面」を手に取っていただき、アナログとデジタルが融合する瞬間をお楽しみください。

### 宮川 敏彦

楽しんで作らなければ楽しんで貰えないと思うので、今回も楽しく携われました。皆様にも楽しんでいただければこれほど嬉しいことはありません。

2年間ありがとうございました。

### 宮田 貢

No.73の発行をもちまして、このメンバーで作成した最後の会報いしかわとなりました。やり残したことはなく充実した気持ちです。皆様お疲れ様でした。

## Bande

新しい会報いしかわの愛称。ドイツ語で「つながり」という意味。英語だとボンド。会報発行を通して会員同士の繋がり、市民国民との繋がりを大切にしたいという想いを込めました。

### 会報いしかわ 第73号

発行日 令和5年 2月10日

発行人 会長 向井 隆郎

広報・監察部長 寺分 努

発行所 石川県行政書士会

〒920-8203

石川県金沢市鞍月2丁目2番地

石川県繊維会館3階

TEL 076-268-9555

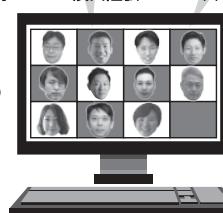
FAX 076-268-9556

E-mail:office@ishikawagyousei.org

URL:https://www.ishikawagyousei.org/



広報・監察部





官公署に提出する書類、  
権利義務・事実証明に関する書類の作成は  
行政書士の業務です。

#### 【行政書士が取り扱う業務の一例】

- 建設業許可 ○経営事項審査 ○在留資格・帰化許可 ○古物商許可
- 風俗営業許可 ○農地法許可 ○開発許可 ○産業廃棄物処理業許可
- 貨物・旅客自動車運送事業許可 ○各種法人設立 ○各種契約書作成
- 内容証明・クーリングオフ ○相続・遺言に関する手続 ○自動車登録・車庫証明